

令和 6 年度
整備主任者研修資料

【地方教材】



国土交通省

東北運輸局 山形運輸支局

令和6年度整備主任者法令研修資料

目次

1. 審査事務規程の一部改正について	1
2. OBD 検査について	
(1) OBD 検査に係る自動車特定整備事業者の遵守事項関係	6
(2) OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置	9
(3) OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針	12
3. 自動車整備事業処分案件等について	
(1) 東北管内及び山形運輸支局の処分状況	18
(2) 全国での処分件数等の推移	20
(3) 他局プレスリリース	21
4. 車体整備の消費者に対する透明性確保 に向けたガイドラインについて	23
5. 車検受検期間の拡大、車検ステッカー様式変更について	31
6. 大型車の車輪脱落事故防止について	33
7. 作業中の事故防止の徹底について	49
8. その他	

－ 審査事務規程の一部改正について（第54次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和5年12月21日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 空気入りゴムタイヤに係る協定規則へ摩耗状態でのウェット路面上の摩擦力に係る基準が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-11]
 - 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）体系下で行われる容器検査等（容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。）と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等が規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[4-25、7-25、8-25、様式16]
 - 二輪自動車へ後面衝突警告表示灯を備えることができることに伴う改正を行います。[7-95、8-95]
 - 細目告示別添129「後方視界看視装置の技術基準」及び細目告示別添130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」が規定されたことに伴い、当該装置の審査方法等を規定します。[6-108、7-108、8-108、別添2]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

審査事務規程の一部改正について（第 54 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 空気入りゴムタイヤに係る協定規則へ摩耗状態でのウエット路面上の摩擦력에係る基準が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-11]
 - 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）体系下で行われる容器検査等（容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。）と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等が規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[4-25、6-25、7-25、8-25、様式 16]
 - 二輪自動車へ後面衝突警告表示灯を備えることができることに伴う改正を行います。[7-95、8-95]
 - 細目告示別添 129「後方視界看視装置の技術基準」及び細目告示別添 130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」が規定されたことに伴い、当該装置の審査方法等を規定します。[6-108、7-108、8-108、別添 2]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省令第 74 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省告示第 969 号、令和 5 年 10 月 20 日国土交通省告示第 1048 号）

3. 施行日

令和 5 年 12 月 21 日

－ 審査事務規程の一部改正について（第59次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和6年10月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員10人以上の乗用車及び車両総重量3.5tを超える貨物車）についても、協定規則第169号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たすものを備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110の2]
 - 乗車定員10人以上の乗用車に座席一体型の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第170号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-47]
 - 自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、ライフタイム・瞬時における燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しをすることができる「車載式燃料・電力消費等測定装置」を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-9、7-9、8-9]
2. 自動車技術総合機構オンライン届出システムの導入に伴い、当該システムを活用して提出された並行輸入自動車届出書の取扱い等を規定します。[別添3]
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

審査事務規程の一部改正について（第 59 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5 t を超える貨物車）についても、協定規則第 169 号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たすものを備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110 の 2]
 - 乗車定員 10 人以上の乗用車に座席一体型の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第 170 号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-47]
 - 自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、ライフタイム・瞬時における燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しをすることができる「車載式燃料・電力消費等測定装置」を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-9、7-9、8-9]
- ② 自動車技術総合機構オンライン届出システムの導入に伴い、当該システムを活用して提出された並行輸入自動車届出書の取扱い等を規定します。[別添 3]
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 6 年 6 月 14 日国土交通省令第 66 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 6 月 9 日国土交通省告示第 521 号、令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号、令和 6 年 3 月 29 日国土交通省告示第 269 号、令和 6 年 6 月 14 日国土交通省告示第 518 号、令和 6 年 9 月 20 日国土交通省告示第 1172 号）

3. 施行日

令和 6 年 10 月 1 日（1.（1）②の規定については令和 6 年 10 月 28 日）

令和6年度OBD検査説明会

～OBD検査関係通達等編～

- OBD検査に係る自動車特定整備事業者の遵守事項関係……………P2
- OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置……………P9
- 自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針……………P14
- 参考……………P20

【注意】

本資料は、OBD検査関係通達等の参考資料となります。
記載内容については、必ず通達等にてご確認ください。

対象： 指定 認証

～ OBD検査に係る 自動車特定整備事業者遵守事項関係～

2

OBD検査に係る遵守事項

指定 認証

一部改正(令和六年三月二十一日国土交通省令第二十三号)により追加
道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)(抄)

(自動車特定整備事業者の遵守事項)

第六十二条二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六の二 (略)

六の三 検査整備用電子情報処理組織(車載式故障診断装置の診断結果を活用して自動車が道路運送車両の保安基準に定める基準に適合するかどうかの確認を行うため、機構の使用に係る電子計算機と自動車特定整備事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。)を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。

解説！

OBD検査システムで使用するID・パスワードが他者に漏洩しないよう対策を講じてください。

第3者に不正使用されるような状態は安全性が確保されていないこととなります。
他の事業者からID等の提供を受けての使用も禁止です。



3

道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)(抄)(続き)

六の四 検査整備用電子情報処理組織を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織を使用して機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録するときは正確な情報を記載すること。

解説!

OBDD検査システムに入力する情報は正確に記録する必要があります。

【不正な記録に該当する事項】

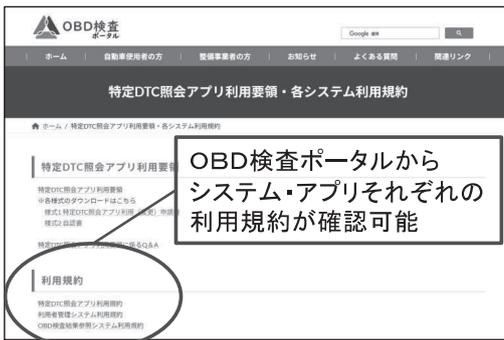
- ① OBDD検査及びOBDD確認に係る不正なデータ(替え玉等)を送信した
- ② OBDD検査及びOBDD確認実施後にOBDD検査に影響のある整備等を実施して車検場を持ち込んだ
- ③ 自事業場で点検整備を実施する(した)車両以外の車両にOBDD検査又はOBDD確認を実施した
- ④ 決められた事業場の敷地外でOBDD検査又はOBDD確認を実施した

不正な手段で検査結果を記録するような行為は禁止されています。

4

自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBDD検査システムのID等の管理に係る遵守事項及び留意事項について(令和6年3月28日付け国自整第267号)

1. 機構の定める利用規約により管理



特定DTC照会アプリ利用規約(一部抜粋)

第5条

2 自動車特定整備事業者に属するアプリ利用者は次の第1号から第6号に掲げることを、それ以外のアプリ利用者は第1号から第4号、第7号及び第8号に掲げることを、それぞれ遵守するものとします。

- (1)ユーザーID及びパスワード(以下、「ID等」という。)をアプリ利用者本人以外に使用させないこと
- (2)ID等の漏洩に繋がる行為を行わないこと
- (3)ID等が漏洩した可能性が認められた場合、直ちにパスワードの変更を行うこと
- (4)本アプリ外に保存した電子ファイルは、アプリ利用者の責任の下、適切に管理すること
- (5)アプリ利用者本人が所属する事業場以外においてアプリを使用しないこと
- (6)ID等の管理に関し国土交通省から自動車特定整備事業者に対し通達される事項を遵守すること
- (7)利用申請した目的以外に使用しないこと
- (8)利用申請した利用者区分に該当しなくなった場合は利用を停止すること

※それぞれのシステム・アプリに利用規約がある

2. ID等の不正使用又は幫助の禁止

①他者のID使用(なりすまし)の禁止

②IDの貸し渡し・使用させること(幫助)の禁止



忙しくて面倒くさいから
〇〇さんのIDのまま
使っちゃお



車検行く前にうちのID
使って確認していいよ

※OBDD検査用サーバーには検査結果の他、いつ・どのID(名前)で行ったか全て記録が残ります。

5

OBD検査に係る遵守事項(参考)

犯罪です

認証工場以外の者がOBD検査システムのID及びパスワードを使用した場合、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される可能性があります。

これを幫助・教唆した者も、30万円以下の罰金に処される可能性があります。



【国土交通省ポスター】



OBD検査に係る遵守事項

指定 認証

自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について(令和6年3月29日付け国自整第278号) 5. OBD検査システムの利用に関する遵守事項

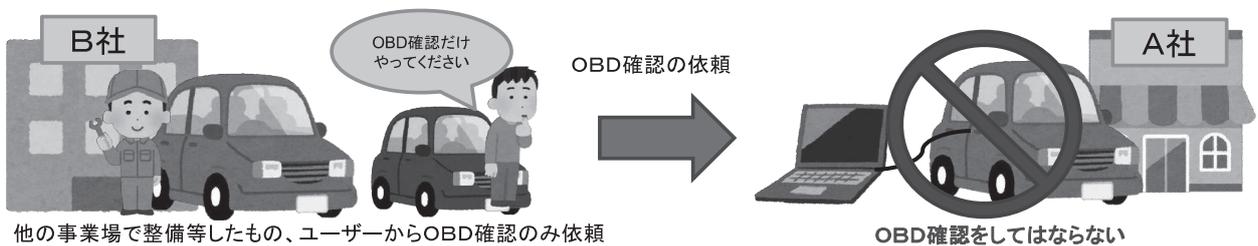
自動車特定整備事業者等は、OBD検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 認証工場及び指定工場は、OBD検査又はOBD確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。

① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対してOBD検査又はOBD確認を実施しないこと。

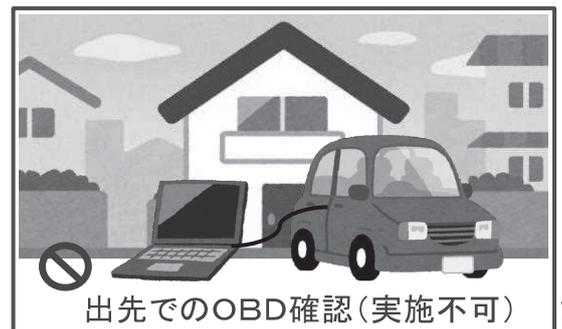
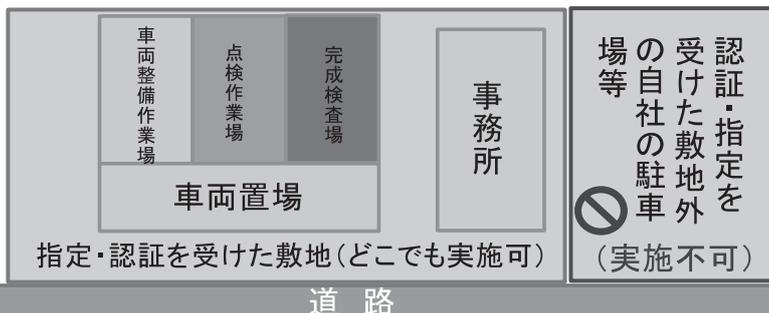
(例)



他の事業場で整備等したもの、ユーザーからOBD確認のみ依頼

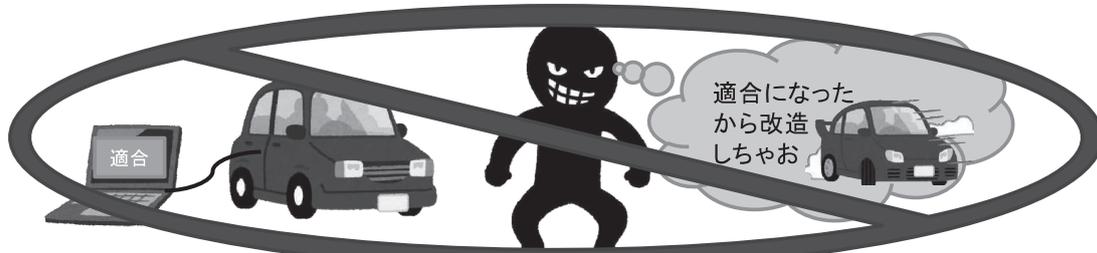
OBD確認をしてはならない

② OBD確認は認証を受けた事業場の敷地内において、OBD検査は指定を受けた事業場の敷地内においてそれぞれ実施すること。



自動車特定整備事業者等におけるOB D検査及びOB D確認の取扱方針について(令和6年3月29日付け国自整第278号) 5. OB D検査システムの利用に関する遵守事項(続き)

- ③ OB D検査又は OB D確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会(以下「機構等」という。)において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OB D検査又は OB D確認から機構等における基準適合性審査までの間、OB D検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等(定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。)を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。



- ④ OB D検査又は OB D確認を実施する車両として OB D 検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両の OB D検査又は OB D確認結果を OB D検査用サーバーに記録しないこと(替え玉の禁止)。



8

対象: 指定

～ OB D検査用サーバーに
接続できない場合の特例措置～

OBID検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について(令和6年3月28日付け国自基第221号、国自整第270号)

OBID検査用サーバーに接続できない場合の

2. 特例措置の対象: **OBID検査**のみ

2-1 特例措置を適用する事象

- (1) 機構のOBID検査用サーバーの障害
- (2) 通信障害・電力障害
- (3) OBID検査用サーバーのアップデート等指定自動車整備事業者の責でない機構が認めた場合



によりOBID検査用サーバー(OBID結果参照システムを除く)に接続できない事象

2-2 特例措置が適用されない事象の例

- (1) 自社の保有する機器の障害
- (2) OBID確認
- (3) 検査用スキャンツール又は自動車のOBIDの不具合



10

3. 特例措置の適用

3-1. サーバー障害

確認方法: OBID検査ポータル又はコールセンター

特例措置の開始: 機構が認定した時点

特例措置の終了: 復旧が認定された時点が含まれる日が終了する時点



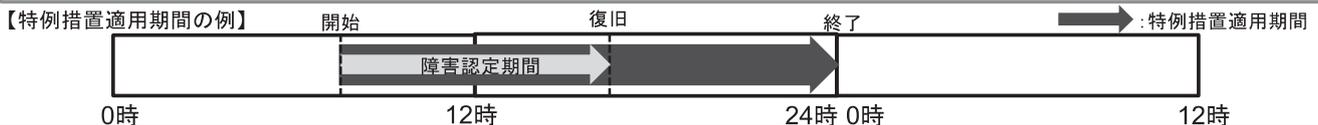
3-2. 通信・電力障害

確認方法: OBID検査ポータル又はコールセンター

※自己で判断する場合は3-2-9にて(スライド12)

特例措置の開始: 機構が認定した時点

特例措置の終了: 復旧が認定された時点が含まれる日が終了する時点



3-3. OBID検査用サーバーのアップデート等

確認方法: OBID検査ポータル又はコールセンター(アップデートはOBID検査ポータル等にて事前掲載あり)

特例措置の開始: OBID検査ポータル等にてあらかじめ機構がお知らせした開始時点

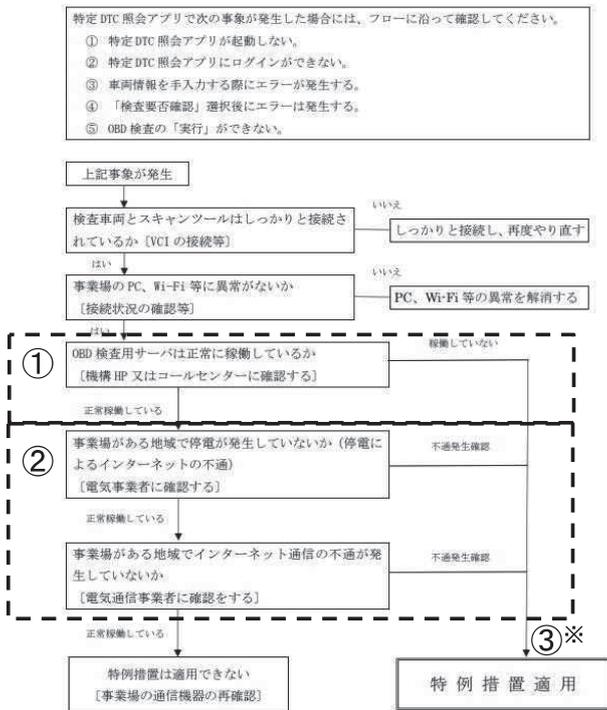
特例措置の終了: OBID検査ポータル等にてあらかじめ機構がお知らせした終了時点



11

3-2-9 指定整備工場による通信・電力障害の発生判断

(参考) 特例措置適用判断の流れ

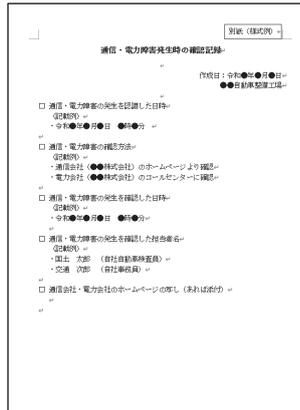


③※: 代替方法でOBDC検査サーバーに接続できないか検討

③特例措置は通信・電力障害が発生した当該日が終了する時点まで適用することができる。

④通信・電力障害が発生したことを確認できる記録を残す。
【記録例】

(通信会社・電力会社への問い合わせ履歴) (通信会社・電力会社のHPの写し)



引用資料: 東京電力パワーグリッド株式会社 ホームページより

2年間保存しなければならない

12

OBDC検査用サーバーに接続できない場合の指定記録簿の記載

4. 特例措置

特例措置を適用する場合、異常を示すテールランプの点灯・点滅がないことを確認

「OBDC検査結果」欄の良に○

「走行テスト等の方法と結果」欄に必要事項を記載

テールランプの点灯状況を写真又は動画を記録・保存
日時が分かるもの(時計等)と一緒に

13

対象： 指定 認証

～自動車特定整備事業者等における OBD検査及びOBD確認の取扱方針～

14

自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針 指定 認証

自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について(令和6年3月28日付け国自整第278号)

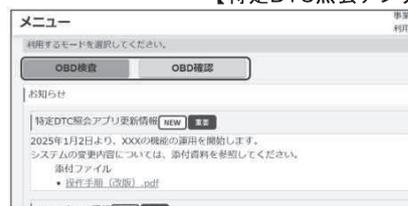
3. 自動車特定整備事業者等のOBD検査システムの利用目的について

(略)～OBD検査及びOBD確認を実施した者の責任を明らかにするため、次の各号に掲げる事業場又は施設がそれぞれ当該各号に掲げる目的のために利用する場合に限る。

(1) 認証工場

当該事業場が点検整備行う又は行った車両[※]の **OBD確認** を実施する場合

【特定DTC照会アプリ】



(2) 振興会等施設 (略)

(3) 指定工場

当該事業場が点検整備行う又は行った車両[※]の **OBD検査** 又は **OBD確認** を実施する場合

重要！

※「当該事業場が点検整備を行う又は行った車両」とは、点検の結果、整備を行う必要が生じた場合に、その整備を当該事業場の責任で行い(整備作業の一部を他社に委託する場合を含む。)、必要に応じて、当該事業場が点検整備記録簿、特定整備記録簿又は指定整備記録簿を作成する車両をいう。以下同じ。

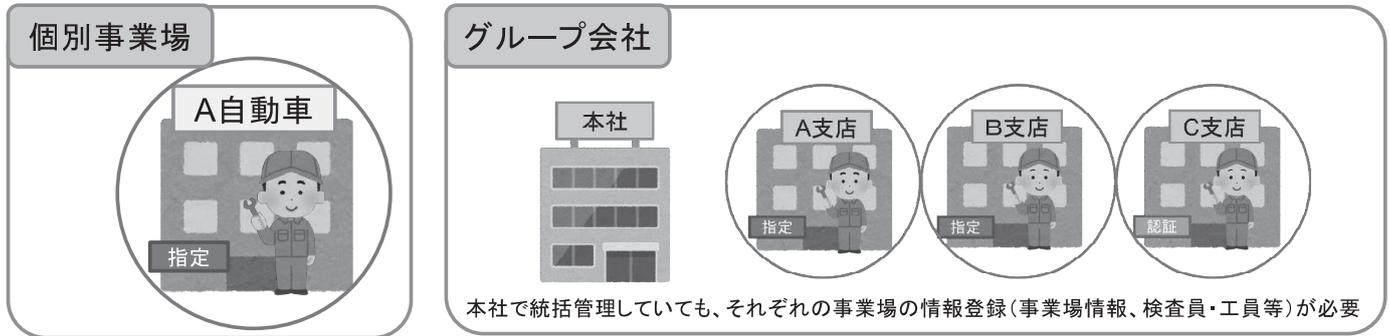
15

4. OBD検査システムの利用方法

(1) 事業場登録について

各事業場ごとにOBD検査システムを使用する情報の登録が必要

○ : 情報登録単位



(2) 自動車特定整備事業者等が利用可能な特定DTCアプリの機能について

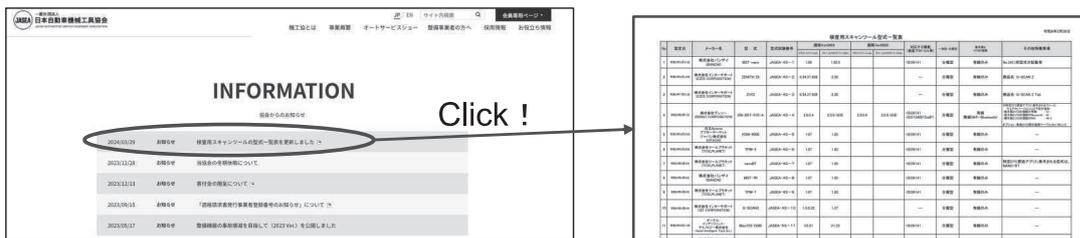
使用できる機能	事業場区分	利用者	機能の扱い	備考
OBD確認モード	認証	工員	保安基準適合性確認の任意行為	車両法第91条の3を遵守
	指定	工員・検査員		
OBD検査モード	指定	検査員	完成検査の一部	OBD確認をOBD検査モードで実施しても可※

※OBD検査を「OBD確認モード」で実施すると、一部未実施になるので注意¹⁶

自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針

(3) 検査用スキャンツールの使用について

OBD検査で使用する検査用スキャンツールは検査機器として支局に届出をしたものを使用する必要がありますが、**OBD確認**についても、一般社団法人日本自動車機械工具協会(JASEA: 機工協)の認定を受けた検査用スキャンツールを使用して実施しなければならない。



(引用元: 一般社団法人日本自動車機械工具協会ホームページ)

(4) 指定整備業務における検査用スキャンツールの共同使用について

検査用スキャンツールの共用は「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて(平成9年2月20日付自整第23号)」に定めるほか、

- ① 事業場ID、ユーザーID及びパスワードは保安基準適合証に記載する事業場及び検査員のものを使用すること。
- ② 共用先の事業場の敷地内で実施した**OBD検査**は、指定を受けた事業場の敷地内で実施したものとみなす。

※共同使用の場合も支局への届出が必要

4. OBD検査システムの利用方法(続き)

(5) 検査用スキャンツールの借用使用について

認証

以下を遵守して、他の自動車特定整備事業者が保有する検査用スキャンツールを使用してOBD確認を実施することができる。なお、借用する検査用スキャンツールを保有する事業場の認証を受けた敷地内でOBD確認を実施した場合でも、自事業場の認証を受けた敷地内で実施されたものとみなす。

- ① 検査用スキャンツールを借用してOBD確認を実施する場合も事業場ID、ユーザーID及びパスワードは、自事業場(借りる者)及び工員のものを使用すること。
- ② 検査用スキャンツールを借用使用した場合は、事業場ごとに当該検査用スキャンツールの使用実績を記録し、適切に管理を行うこと。

日付	時間	検査用スキャンツール の借用/返却 状況	借用者(氏名) 事業場ID/ユーザーID	借用車種	OBD確認 結果	管理担当者 印鑑	備 考
2024/01/01	10:00	借用	田中 太郎	軽自動車	合格	田中 太郎	



別紙は一例であり、電磁的方法による記録の保存・管理も可

5. OBD検査システムの利用に関する遵守事項

指定 認証

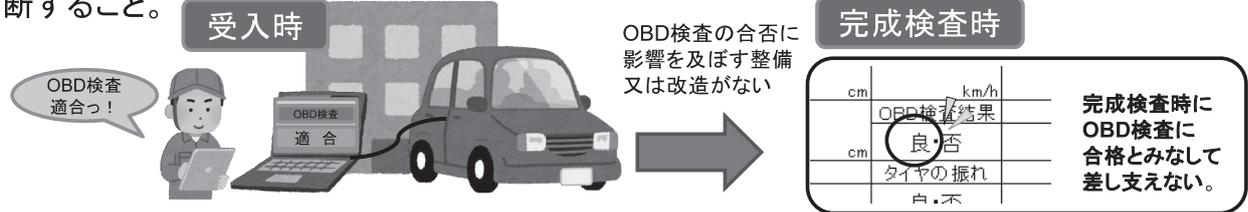
スライド4~5に掲載

指定

6. OBD検査における検査の合理化及び補助者の行える作業範囲

(1) OBD検査は整備をした後、完成検査の一環として行う。ただし、受入時に完成検査を実施する検査員がOBD検査を行い、その後OBD検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造を行わない場合には、完成検査時にOBD検査に合格とみなして差し支えない。

この場合、「OBD検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造」は検査員の責任により判断すること。



(2) 検査対象車両へのVCIの取り付け及び特定DTC照会アプリへの車両情報の入力は、補助者が行って差し支えない。ただし、検査対象車両との同一性の確認、特定DTC照会アプリへの車両情報の入力の真正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。

補助者が行って良いこと

VCIの取り付け

特定DTC照会アプリへの
車両情報の入力

OBD検査時に検査員が絶対に行うこと

- ・アプリへのログイン
- ・入力された車両情報の確認
- ・OBD検査の「要否確認」
- ・車両のエンジン始動
- ・OBD検査の「実行」
- ・OBD検査結果の確認
- ・VCIの取り外し

～参考～

(参考)OBD検査対象車両

OBD検査対象の車両について

- 型式指定車・多仕様自動車
かつ
- 二輪、側車付二輪、大型特殊 以外
かつ
- 国産車: 令和3年10月1日以降 のニューモデル
 輸入車: 令和4年10月1日以降 のニューモデル
かつ
- 型式指定日等より **2年経過**
かつ
- 初度登録より **10ヶ月経過**

↓

対象外

- × PHP
- × 並行
- × 二輪
- × 大特
- × 試作

OBD検査対象車

※車検証備考欄に「OBD検査対象」と記載あり



OBD検査対象型式第1号 (※を除いて) 第2号
(三菱・アウトランダー) (レクサス・LX600)
※これより新しいモデルが「OBD検査対象車」

検査不要

- × 型式指定日等より2年経っていない (車検証の「OBD検査開始年月日」より前)
- × 初度登録から10ヶ月経っていない

省略可

車検場にて 事前(5日以内)に認証工場でのOBD確認を実施
※抜き打ち(一定確率)で「検査用」(省略不可)と判定される。

OBD検査を実施 ※これらは **システムで自動判定** される

OBD検査対象の可否については特定DTC照会アプリで確認してください

【OBD検査】の基準は？

■OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、事例欄に該当する場合は、保安基準不適合となります。

(なお、プレ運用期間中に実施するOBD検査の結果は、車検の可否には影響しません。)

装置の種類	事例
排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)	<ul style="list-style-type: none"> ・OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの ・警告灯を点灯させるための信号(MIL信号)が出力されているもの ・1つもレディネスコード(故障診断の前提条件が成立していることを示すコード)が記録されていないもの ・当該装置に係る特定DTC(OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード)が1つ以上記録されているもの ・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの
安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの

22

(参考)自動車ユーザー配布用のチラシについて

【ユーザー周知用チラシ】

新しいクルマに、新しい車検がはじまります

クルマの電子装置の故障を見つけます

OBD検査ポータルサイト

自動ブレーキ、パキーフアシスト、自動運転、車間接近通報、排気ガス制御

あなたのクルマの自動ブレーキは大丈夫？

令和6年10月より、車検に「電子装置の検査」(OBD検査)が追加されます

OBD検査は、法令により義務付けられています

OBD検査や故障が見つかった場合の修理には費用がかかります

OBD検査・OBD確認は検査場または国の指定・認証を受けた整備工場です

◀OBD検査の対象となる車は車検証の備考欄に「OBD検査対象」と記載があります

※OBD検査の対象となる車：令和3年10月(輸入車は令和4年10月)以降のフルモデルチェンジ車

国土交通省

(表)

『OBD検査』についてよくある質問

OBD検査ってどうやるの？

自動車のコンピューター(OBD)に特別な診断機(検査用スキャンツール)を接続して電子装置の故障の有無を確認します

電子装置の故障が見つかった場合車検に通らないですか？

修理しなければ車検に通りません

OBD検査や故障の修理には費用がかかりますか？

費用がかかります。料金は車検を受ける整備工場にご確認ください

診断機の差し込み口

診断機の差し込み口に他の装置がつながっている車は検査できません。車検前にとりはずしてください

(裏)



チラシはOBD検査ポータルにも掲載されていますので、²³ユーザー配布の際はこちらから印刷をお願いいたします。

- 最新情報はこちらで

OBD検査ポータルサイト：



OBD検査準備会合：



- お困りの時はこちらへ

OBD検査コールセンター： 0570-022-574

令和5年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

(令和6年3月末現在)

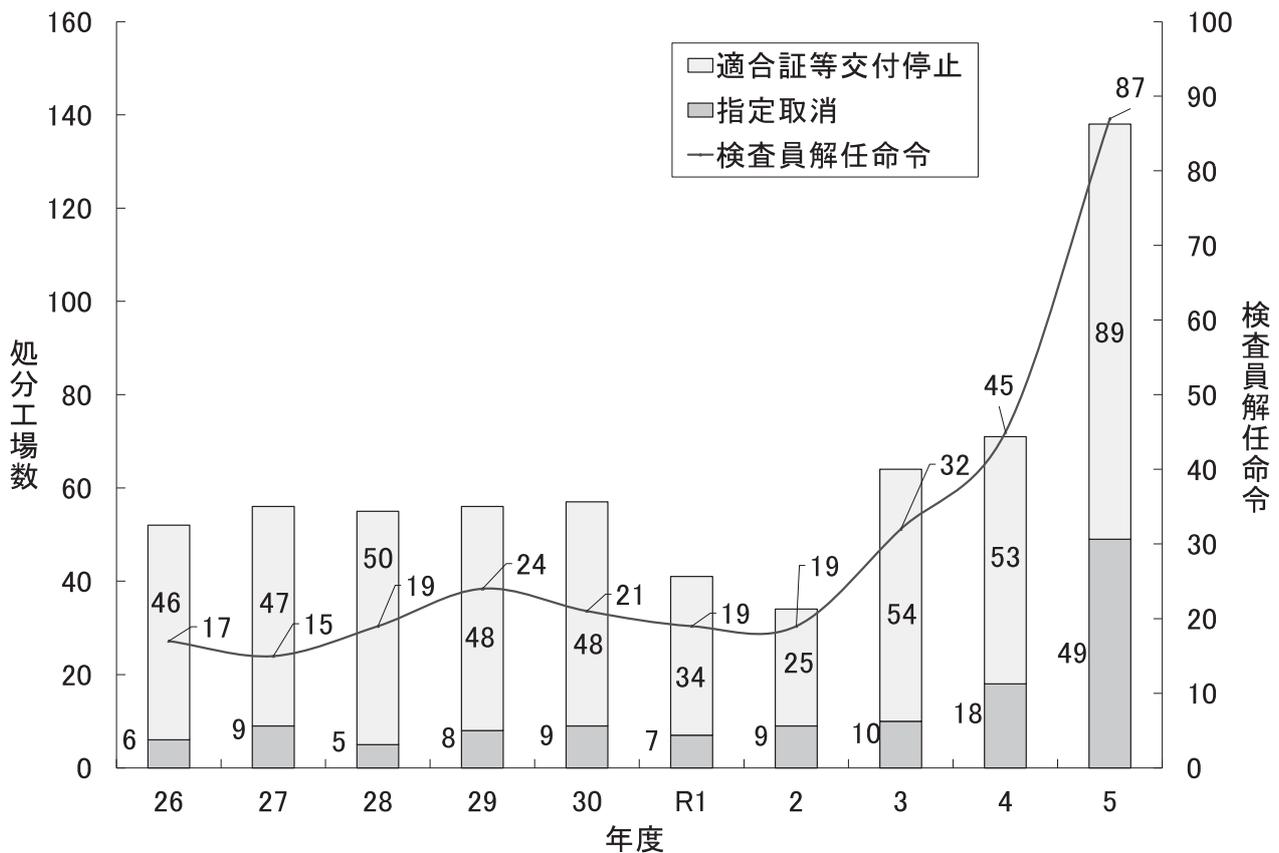
支局	処分年月	処分内容	違反の概要
宮城 1	令和5年7月	指定自動車整備事業の指 定の取消	<p>【指定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令の規定を遵守する体制でない。 故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した。(65台) 指定整備記録簿の虚偽記載。 <p>【自動車検査員関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した。
宮城 2	令和5年8月	保安基準適合証の交付停 止 25日間 検査員の解任 1名	<p>【指定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令の規定を遵守する体制でない。 故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した。(1台) 指定整備記録簿の虚偽記載。 <p>【自動車検査員関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した。
岩手 3	令和6年2月	保安基準適合証の交付停 止 70日間 検査員警告 1名	<p>【指定自動車整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令の規定を遵守する体制でない。 故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した。(949台) ※係数2.7 <p>【自動車検査員関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した。
宮城 4	令和6年2月	保安基準適合証の交付停 止 155日間 検査員警告 1名	<p>【指定自動車整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令の規定を遵守する体制でない。 不正改造状態での車検手続き。(1台) 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した。(2台) 点検整備の一部を実施せず適合証を交付した。(1台) 故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した。(2台) 指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り。 指定整備記録簿を2年間保存していない。 <p>【自動車検査員関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した。 検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。 検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した。
福島 5	令和6年2月	保安基準適合証の交付停 止 110日間 自動車特定整備事業の停 止 15日間	<p>【指定自動車整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令の規定を遵守する体制でない。 点検整備の一部を実施せず適合証を交付した。(10台) 指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り。 <p>【自動車特定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り。 特定整備記録簿の虚偽記載。 整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備。

令和5年度 特定整備事業者の処分状況一覧表

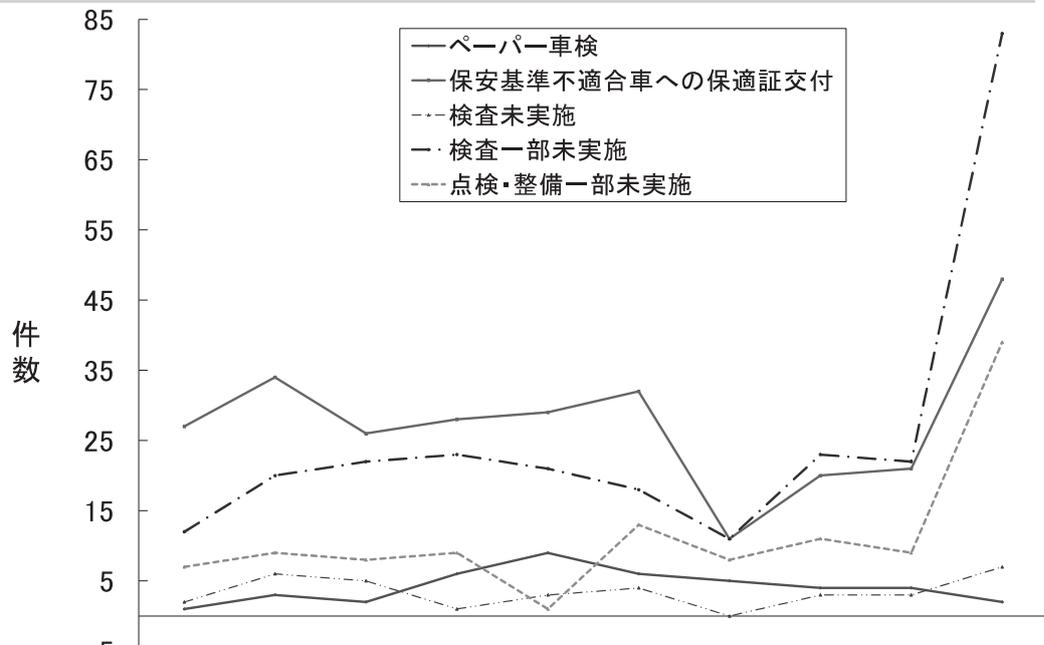
(令和6年3月末現在)

支局	処分年月日	処分内容	違反の概要
福島 1	令和6年2月	自動車特定整備事業の停止 15日間	<ul style="list-style-type: none"> • 特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り • 整備主任者の分解整備等に関する統括不備 • 整備主任者研修の未受講 • 料金表を掲示せず又は内容が不適切
青森 2	令和6年2月	運輸局長文書警告	<ul style="list-style-type: none"> • 特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り • 整備主任者の分解整備等に関する統括不備

指定工場の処分件数の推移



指定工場の主な違反内容の推移



	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ペーパー車検	1	3	2	6	9	6	5	4	4	2
保安基準不適合車への保適証交付	27	34	26	28	29	32	11	20	21	48
検査未実施	2	6	5	1	3	4	0	3	3	7
検査一部未実施	12	20	22	23	21	18	11	23	22	83
点検・整備一部未実施	7	9	8	9	1	13	8	11	9	39

※ 違反内容毎に複数計上

指定整備工場による違反の概要

令和6年8月16日
関東運輸局プレスリリース

不正車検を行った自動車整備事業者の指定の取消処分 ～ペーパー車検での車検手続きを実施～

東京都文京区の指定自動車整備事業者の事業場に監査を実施したところ、ペーパー車検^{※1}での車検手続きなどの道路運送車両法違反が確認されたため、本日、関東運輸局は指定自動車整備事業者の指定の取消し等の行政処分を行いました。

- 事業者及び事業場の名称
事業者：東京スバル株式会社（東京都文京区）
事業場：東京スバル株式会社 新宿店（東京都新宿区）
- 行政処分の内容（処分年月日 令和6年8月16日）
(1) 自動車特定整備事業^{※2}の事業の停止 10日間
(2) 指定自動車整備事業^{※3}の指定の取消し
(3) 自動車検査員^{※4}の解任命令 2名
- 法令違反等の主な内容
(1) ペーパー車検での車検手続き
(道路運送車両法第94条の5違反)
(2) 点検整備及び検査を全て実施せずに保安基準適合証を交付
(道路運送車両法第94条の5第1項違反)
- 違反の概要
(1) ペーパー車検での車検手続き（1台）
(2) 点検整備及び検査を全て実施せずに保安基準適合証を交付（1台）

【用語説明】

- ※1「ペーパー車検」とは、自動車検査証の有効期間更新のための点検・整備及び検査を全て実施していない自動車に保安基準適合証を交付する行為である。
- ※2「自動車特定整備事業」とは、自動車の原動機を取外して行う整備などの分解整備や自動ブレーキ等に用いられるセンシング装置（カメラ、レーダー等）の調整などの電子制御装置整備を行う事業であり、当該事業を経営しようとする者は地方運輸局長の認証を受けなければならない。
- ※3「指定自動車整備事業」とは、自動車特定整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業である。当該事業者が指定を受けた事業場（いわゆる「民間車検場」）において交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国への現車提示を行わずに車検手続きが行える。
- ※4「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続きを行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任する。

【参考】道路運送車両法（抜粋）（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）
（保安基準適合証等）

第九十四条の五 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第十六条第一項の申請に基づき一時抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

四 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認められた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

第九十四条の七 自動車検査員その他第九十四条の五第一項及び第九十四条の五第二項（保安基準適合証等）及び第九十四条の六（保安基準適合証）を交付した自動車検査員等は、保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付その他の罰則の適用に

ペーパー車検

以上

指定整備工場による違反の概要

検査の一部未実施

中部運輸局自動車技術安全部

令和6年3月22日

指定自動車整備事業者の行政処分について

北陸信越運輸局長は、指定自動車整備事業者において道路運送車両法違反が確認されたため、第94条の8第1項の規定に基づき、当該事業者に対し下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 事業者名（住所）
株式会社オートアールズ（埼玉県本庄市）
- 違反を行った事業場名（所在地）
車検の速いち佐久インター店（長野県佐久市）
- 当該事業場に対する行政処分の内容
(1) 指定自動車整備事業（※1）の取消
(2) 自動車検査員（※2）の解任命令 4名

- 主な法令違反の概要
上記の事業場において、計393台の自動車について次の違反行為が確認されました。
(1) 故意により検査の一部を実施せずに適合証を交付
(道路運送車両法第94条の5第1項違反)
(2) 指定整備記録簿の虚偽記載
(道路運送車両法第94条の6第1項違反)

- 違反の概要
(1) 完成検査の一部（速度計誤差の検査）未実施（393台）

【問い合わせ先】

・北陸信越運輸局自動車技術安全部 整備・保安課 担当 芦澤、松永
TEL 025-285-9155（直通）

連絡先 中部運輸局自動車技術安全部
整備課 藤垣、成澤
Tel. 052-952-8042

不正車検を行った指定自動車整備事業者の取消処分

中部運輸局は、車検に必要な点検整備及び検査を省略するなどの道路運送車両法に違反した下記事業者に対し、指定自動車整備事業者の指定の取消処分を行いました。

- 事業者の氏名又は名称
有限会社米津モータース（愛知県西尾市）
- 行政処分の内容（処分年月日 令和6年3月22日）
(1) 自動車特定整備事業^{※1}の事業停止（30日間）
(2) 指定自動車整備事業^{※2}の指定の取消
(3) 自動車検査員^{※3}の解任命令（1名）

- 主な違反の概要
(1) 点検整備の一部を実施せず適合証を交付した（36台）
(道路運送車両法第94条の5第1項違反)
(2) 故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した（55台）
(道路運送車両法第94条の5第1項違反)
(3) 故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した（275台）
(道路運送車両法第94条の5第1項違反)
(4) 同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した（3台）
(道路運送車両法第94条の5第1項違反)
(5) 指定整備記録簿の虚偽記載
(道路運送車両法第94条の6第1項違反)
(6) 立入検査の質問に対し虚偽の陳述を行った
(道路運送車両法第100条第2項違反)

令和6年5月31日

指定自動車整備事業場（民間車検場）の取消処分

～ 不正行為による処分 ～

熊本県内の指定自動車整備事業場に対して、下記のとおり道路運送車両法の違反が確認されたため、指定及び認証の取消等の行政処分を行いました。

記

- 取消年月日
令和6年6月1日（土）
- 事業者の名称
U Dトラックス株式会社
- 事業場の名称及び所在地
U Dトラックス株式会社熊本工場（熊本県熊本市）
- 行政処分の種類
(1) 自動車特定整備事業（※1）の認証の取消
(2) 指定自動車整備事業（※2）の指定の取消

不正改造の実施

- 主な違反の概要
(1) 自動車特定整備事業
・不正改造を実施。（計65台）
(道路運送車両法第91条の3、道路運送車両法第99条の2違反)
・不正改造状態での車検手続。（計8台）
(道路運送車両法第94条の5違反)
(2) 指定自動車整備事業
・法令の規定を遵守する体制でない。
(道路運送車両法第94条の3第1項違反)
・不正改造状態で適合証を交付した。（計8台）
(道路運送車両法第94条の5第1項違反)
・不正改造を実施。（計65台）
(道路運送車両法第99条の2違反)

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>
九州運輸局自動車技術安全部整備課 担当：森田、土田
電話：092-472-2537



7

令和5年10月24日
関東運輸局プレスリリース

ビッグモーターの自動車整備工場に対する行政処分について

令和5年7月28日に関東運輸局管内のビッグモーター10店舗に対し一斉立入検査を行った結果、点検整備や検査の一部未実施などの道路運送車両法違反が確認されたため、本日、関東運輸局は指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いました。

- 事業者及び事業場の名称
事業者：株式会社ビッグモーター
株式会社ビーエムホールディングス
株式会社ビッグアセット
事業場：10事業場（別紙のとおり）
- 行政処分の内容（処分年月日 令和5年10月24日）
別紙のとおり

- 法令違反等の主な内容
(1) 点検整備料金を過剰に請求した
(道路運送車両法第91条の3違反)
(2) 点検整備の一部を実施せず保安基準適合証を交付した
(道路運送車両法第94条の5第1項違反)
(3) 故意により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付した
(道路運送車両法第94条の5第1項違反)
(4) 故意以外により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付した
(道路運送車両法第94条の5第1項違反)
(5) 同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証を交付した
(道路運送車両法第94条の5第1項違反)
(6) 立入検査時の質問に対し虚偽の陳述を行った
(道路運送車両法第100条第2項違反)

【問い合わせ先】
関東運輸局 自動車技術安全部 整備課 塚原・小澤
電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

【配布先】
横浜海事記者クラブ、都庁記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙

別紙

1. 処分年月日：令和5年10月24日

2. 事業場及び処分の内容
(1) 株式会社ビッグモーター

事業場の名称	処分の内容
株式会社ビッグモーター 浦和美園店	(1) 自動車特定整備事業 ^{※1} の事業停止75日 (2) 指定自動車整備事業 ^{※2} の指定の取消し (3) 自動車検査員 ^{※3} の解任命令2名
株式会社ビッグモーター 熊谷店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止90日 (2) 指定自動車整備事業の指定の取消し (3) 自動車検査員の解任命令2名
株式会社ビッグモーター ひたちなか店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止15日 (2) 指定自動車整備事業の指定の取消し (3) 自動車検査員の解任命令2名
株式会社ビッグモーター 甲府店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止40日 (2) 指定自動車整備事業の指定の取消し (3) 自動車検査員の解任命令2名

(2) 株式会社ビーエムホールディングス

事業場の名称	処分の内容
ビッグモーター酒々井店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止55日 (2) 指定自動車整備事業の指定の取消し (3) 自動車検査員の解任命令1名
ビッグモーター石岡店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止15日
ビッグモーターつくば店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止40日 (2) 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令70日 (3) 自動車検査員の解任命令1名
ビッグモーター栃木店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止15日
ビッグモーター前橋店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止10日 (2) 指定自動車整備事業の指定の取消し

(3) 株式会社ビッグアセット

事業場の名称	処分の内容
株式会社ビッグアセット	(1) 自動車特定整備事業の事業停止60日

「車体整備の消費者に対する 透明性確保に向けたガイドライン」について

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

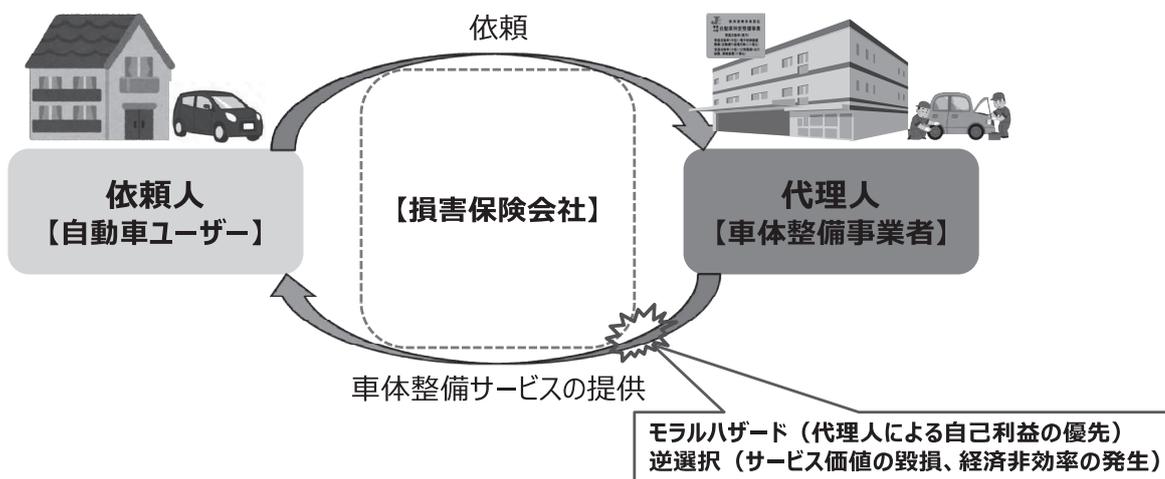
目次



国土交通省

1. イントロダクション	2
2. ビッグモーター不正事案の概要	6
3. 透明性確保ガイドラインの概要	8

- 健全な車体整備サービスを求めている究極的な主体は、車体整備サービスの利益を享受することになる消費者（自動車ユーザー）。
- 透明性の確保は、エージェンシー問題（モラルハザード、逆選択など）の改善や車体整備事業者のガバナンス向上を通じ、ひいては消費者（自動車ユーザー）の保護に寄与。



(注) ここでは、便宜上、自動車ユーザーを「依頼人」、車体整備事業者を「代理人」と表現する。

2

道路運送車両法第1条(整備事業の健全な発達等)

- 車両の安全な運行を確保するためには整備事業の健全な発達を図り、ひいては消費者（自動車ユーザー）を含めた公共の福祉の増進のため、「透明性確保」を含めた各種施策を講じていくことは必要。

● 道路運送車両法（抄）

第一条 この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

故障・事故時 (認証工場(注))	定期点検時 (認証工場等)	継続検査時 (指定工場)
<p>(注) 特定整備を伴う場合</p>		

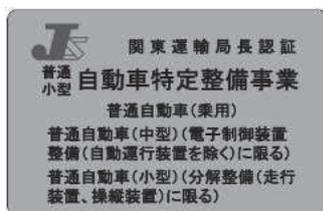
3

- 道路運送車両法令では、車体整備事業者が業務の適正な運営を確保するため、従来より、「透明性確保」に資する様々な規制・制度を構築。

認証工場 (分解整備、電子制御装置整備)

(根拠条文)
車両法第78条 ほか

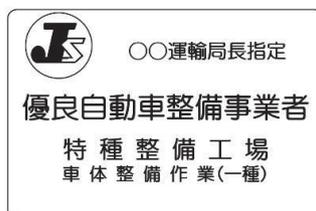
- (概要)
- ・屋内作業場、作業機械、工具に係る一定の要件を満たす者を認証する。
 - ・認証された者は指定の標識を掲示する。
 - ・合計約9.2万工場 (R4.6末時点)



特殊整備工場 (車体整備作業(一種・二種))

(根拠条文)
車両法第94条

- (概要)
- ・認証工場のうち、設備、技術、管理組織に係る一定の要件を満たす者を認定する。
 - ・認定された者は指定の標識を掲示する。
 - ・合計約1,300工場 (R5.3末時点)



遵守事項 (点検整備料金の掲示)

(根拠条文)
車両法施行規則第62の2の2第1項

- (概要)
- ・法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。

(出所) 日本自動車整備商工組合連合会

4

目次

1. イントロダクション	2
2. ビッグモーター不正事案の概要	6
3. 透明性確保ガイドラインの概要	8

- 令和5年7月、ビッグモーターは、故意による損傷の拡大や、実施していない塗装作業の請求を行うなど、不適切な板金・塗装作業が行われていた旨の調査報告書を公表。
- 国土交通省は、全国130の事業場に対して監査を実施し、法令違反が認められた事業場に順次、行政処分等を実施。

1. 経緯

7月18日 ビッグモーターが第三者委員会による調査報告書を公表

- 【調査報告書の内容】
- 全国34事業場で以下の不適切行為を確認
- ・ 故意による損傷拡大（ゴルフボールを入れた靴下で車体を叩く）
 - ・ 損傷があるように見せかける写真の撮影
 - ・ 実施していない塗装作業の請求 等



7月26日 本社に対し、違法行為の有無等のヒアリングを実施

7月28日 34事業場に対し、一斉に、抜打ちで立入検査を実施

10月24日 上記34事業場に対し、行政処分等を実施

3月29日 ビッグモーターの事業場に対する行政処分等の結果及び再発防止策を公表

2. 主な違反内容と行政処分等

【確認された主な違反内容】

- ・ 点検又は整備における過剰請求
- ・ 整備記録簿の虚偽記載
- ・ 点検整備の全部又は一部を実施せず
- ・ 立入検査を行った職員に対する虚偽陳述
- ・ 車検における検査を一部実施せず

【事業場に対する行政処分】

認証工場（全130事業場）

整備事業停止（10～90日）	102
----------------	-----

うち指定工場（102事業場）

指定取消	37
車検業務の停止（5～180日）	41

3. 現在の対応状況

- 改善対策の状況を継続的に確認
- 同種事案の再発防止策の周知

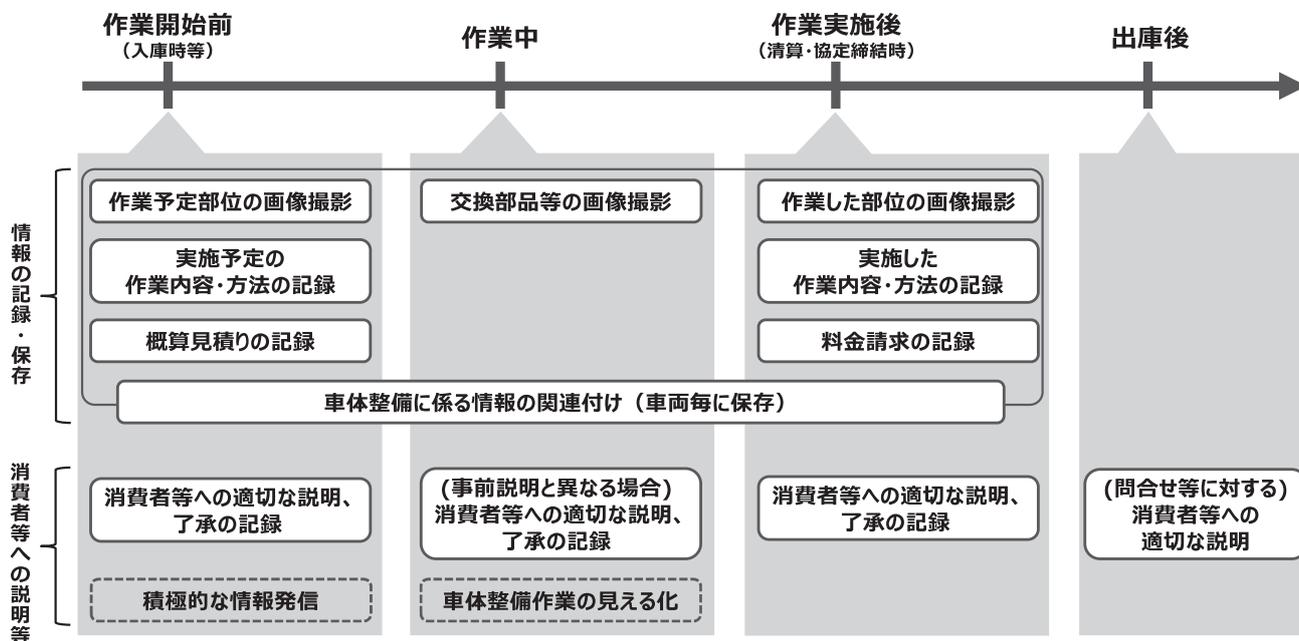
6

目次

1. イントロダクション	2
2. ビッグモーター不正事案の概要	6
3. 透明性確保ガイドライン	8

7

- 透明性の確保は、消費者（自動車ユーザー）等が車体整備サービスの妥当性・適切性を判断し、また事後的な検証が必要となる際においても、必要不可欠。
- 本ガイドラインは、整備作業前後における画像情報の記録・保存、消費者等に対する作業内容の説明や了承など、車体整備事業者に求められる取組み等を示すもの。



(注) □ は「求められる取組み」、□ (点線) は「望ましい取組み」を示す。

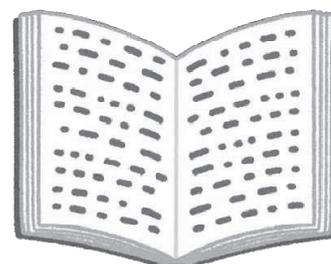
8

目的

- 事故車両をはじめとする車体の板金や塗装などの整備作業について、自動車ユーザーである消費者に対し車体整備の透明性を十分に確保するため、車体整備事業者において実施することが求められる取組みや実施することが望ましい取組みをガイドラインとして示す
- 道路運送車両法を所管する国土交通省が指導・監督を行う際の指針の一つとすることで、車体整備事業の健全な発達とともに公共の福祉の増進を実現することを目的とする
- 本ガイドラインが社会に広く浸透することにより、自動車ユーザーである消費者において車体整備に対する理解の増進を図る

対象範囲

- 自動車整備事業者のうち、事故車両をはじめとする車体の板金や塗装などの整備作業を行う事業者（本ガイドラインにおいて、「車体整備事業者」という）を対象とする



9

（１）車体整備作業に係る画像情報の記録・保存

- **各段階において車体整備作業に係る画像情報を記録し、一定期間保存**すること

＜記録すべき画像情報＞

① 作業開始前

- 車両を特定することができる情報（例、ナンバープレートを含めた画像）
- 車体修理や部品交換等の車体整備を行う予定の部位に係る情報

② 作業実施中

- 車両を特定することができる情報
- 車体修理や部品交換等の整備を行っていることが分かる情報（例、バンパー取付けにより見えなくなる交換部品）
- 車体整備に用いる部品・材料が分かる情報（例、使用した塗料缶、新品・純正品であることを示すマーク）



③ 作業実施後

- 車両を特定することができる情報
- 車体修理や部品交換等の車体整備を行った部位に係る情報

＜その他＞

- 必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存する
- 取得した時刻を記録する
- ピントが合い明るく見やすいものであり、第三者により記録すべき情報を的確に理解できるものであること
（例、対象部が認識可能な大きさであること、画質が確保されていること）

10

（２）車体整備作業の内容・方法に係る情報の記録・保存

- **各段階において具体的な作業内容や方法に係る情報を記録し、一定期間保存**する

＜記録すべき具体的な作業内容・方法に係る情報＞

① 作業開始前

- 予定している具体的な作業内容・方法に係る情報（例、ドアパネルの交換、エンジンフードの塗装）
- 車体整備に用いる部品・材料等の情報（例、交換予定部品の品名、使用予定塗料の品名）

② 作業実施後

- 実際にを行った具体的な作業内容・方法に係る情報（例、ドアパネルの交換、エンジンフードの塗装）
- 実際に用いた部品・材料等の情報（例、交換した部品の品名、使用した塗料の品名）
- 実際に行った作業内容・方法が予定しているものと異なる場合においては、その理由



＜その他＞

- 上記情報を適切な媒体に記録する（例、受付表、車体整備記録簿）
- 情報記録者又は作業実施者を明記する
- 必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存する（特定整備に該当する場合は、特定整備記録簿に記録の上、2年間保存する）

11

（3）車体整備の料金に係る情報の記録・保存

- **各段階において車体整備作業の料金に係る情報を記録し、一定期間保存する**

＜記録すべき車体整備作業の料金に係る情報＞

① **作業開始前**

- ・ 予定している車体整備の内容及びその料金
- ・ 交換する部品名及びその料金
- ・ 使用する塗料の名称及びその料金
- ・ 以上をまとめた概算見積りの料金

② **作業実施後**

- ・ 実施した車体整備の内容及びその料金
- ・ 交換した部品名及びその料金
- ・ 使用した塗料の名称及びその料金



＜その他＞

- ・ 上記情報を適切な媒体に記録する
（例. 事前見積書、清算見積書、納品請求書）
- ・ 必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存する

12

（4）車体整備に係る情報の関連付け

- (1)の作業に係る画像、(2)の具体的な作業内容・方法、(3)の料金に係る情報について、**対象となる車両ごとに関連付けをし、一定期間保存する**

＜保存方法（一例）＞

- ・ (1)の作業に係る画像、(2)の具体的な内容・方法、(3)の料金に係る情報の電磁的記録を、同一のPCやクラウド等に保存する
- ・ (1)～(3)に係る情報を関連付けるシステムを活用して電磁的に保存する
（例. 業界団体が推奨する車体整備記録簿システム、民間企業が開発・販売するシステム）
- ・ 車体整備に併せて点検整備を実施する場合は、(1)～(3)に係る情報の電磁的記録に加え、点検整備記録簿の電磁的記録を併せて保存する

＜その他＞

- ・ 必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存する



13

（５）消費者等への適切な説明と消費者等の了承

- 消費者等の要望を踏まえ、(1)の作業に係る画像、(2)の具体的な作業内容・方法、(3)の料金に係る情報等を活用して整備サービスに関し適切に説明し、消費者等から書面等にて了承を得ること

＜各段階において説明すべき内容等＞

- ① 作業開始前（入庫前も含む）
 - ・ 整備サービスの内容（要する時間、整備が必要となる具体的箇所やその必要性、費用）等について、(1)～(3)に係る情報等を活用して、消費者等に適切に説明する
 - ・ 上記説明後、消費者等から、提供する整備サービスに関し書面などにて了承を得る
- ② 作業実施中
 - ・ 整備サービスの提供開始前に説明した作業内容・方法や概算見積りと実際が異なる場合においては、その理由について消費者等に適切に説明し、了承を得る
- ③ 作業実施後
 - ・ (1)～(3)に係る情報等を活用して、消費者等に整備サービスの内容を適切に説明する
 - ・ 上記説明後、消費者等から、書面などにて了承を得る
- ④ 車両引き渡し後
 - ・ 提供した整備サービスに係る問合せなどについて、必要かつ適切な説明を行う

＜その他＞

- ・ 事後的な検証を可能とするに足りる期間において電磁的に保存する



14

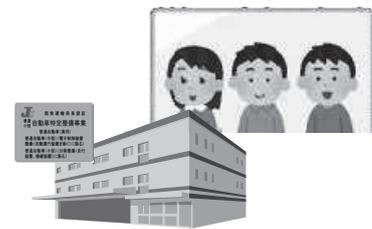
(注)「消費者等」とは、消費者（自動車ユーザー）の他、自動車損害保険金の支払いに関係する者を含めた者を指す。

（１）車体整備作業の見える化

- 車体整備作業を実施している際においても、**車体整備作業の見える化に係る取組みを行うことが望ましい**

＜見える化の取組み（一例）＞

- ・ 工場内のレイアウトの工夫し、車体整備作業の状況を目視で確認できるようにする
- ・ 工場内にカメラを設置し、車体整備作業の状況を映像で確認できるようにする



（２）消費者に対する積極的な情報発信

- 自社のWebサイト、SNS又は情報誌などを活用し、**提供する車体整備サービスに係る情報を積極的に発信**することが望ましい

＜積極的に発信する情報（一例）＞

- ・ 車体整備サービスの内容
- ・ 車体整備サービスに係る標準料金
- ・ 道路運送車両法に基づく認証（分解整備、電子制御装置整備）や優良認定（車体整備作業（一種又は二種）に係る情報
- ・ 業界団体が推奨する自主認定に係る情報
（例、「先進安全自動車対応優良車体整備事業者」等）
- ・ 自動車整備士資格の保有に係る情報
（例、一級整備士、特殊整備士（自動車車体整備士）等）



15

令和6年6月25日
物流・自動車局
自動車整備課
保障制度参事官室

来年4月より、車検を受けられる期間が延びます

～ 年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします ～

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、車検証の有効期間満了日の「**2か月前**」から車検を受けられることとしました。

1. 背景

現在、車検は、「有効期間満了日の**1か月前**から満了日までの間」※に受検いただいておりますが、車検需要が年度末に集中しているため、この時期は、自動車ユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われるという問題が生じています。

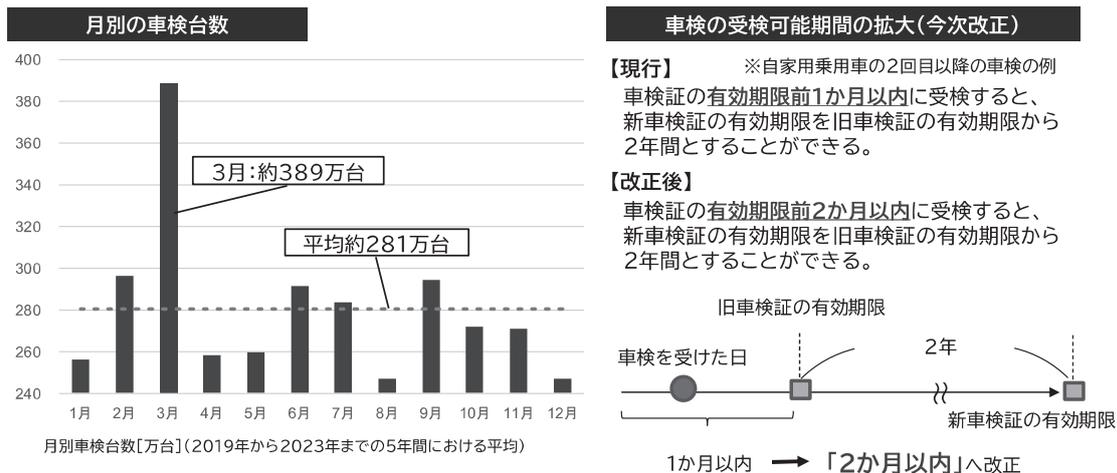
※ この期間に受検すると、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく、新車検証に更新できます(下図参照)

2. 道路運送車両法施行規則等の改正

今般、道路運送車両法施行規則を改正し、「有効期間満了日の**2か月前**から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないこととしました。また、自賠責保険の有効期間もこれに整合させるため自動車損害賠償保障法施行規則を改正しました。(いずれも**令和7年4月1日施行**)

3. 自動車ユーザーの皆様へのお願い

車検は年度末が大変混雑します。余裕をもった予約・受検にご協力をお願いいたします。



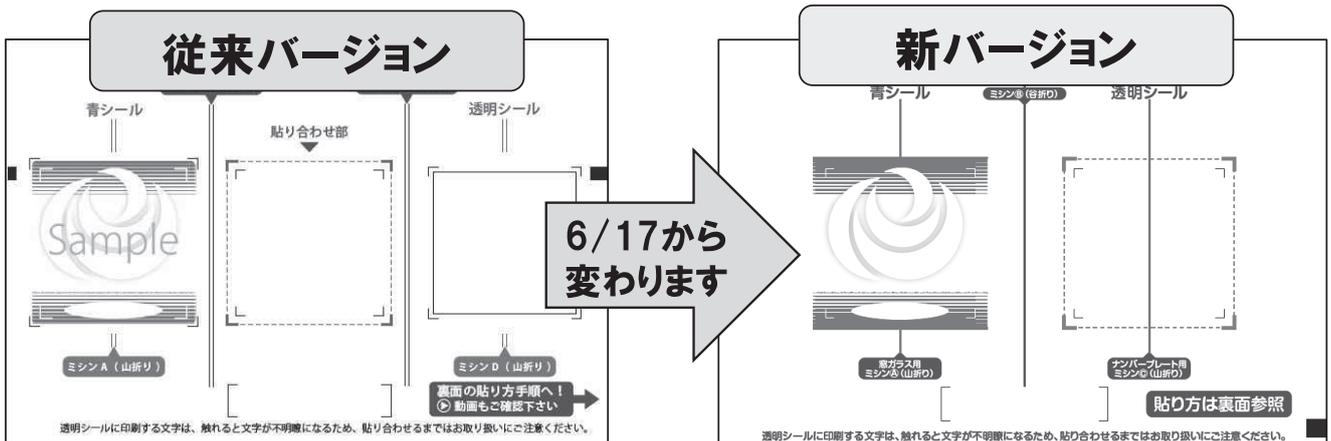
【問合せ先】

物流・自動車局

自動車整備課 本田 (内線 42413) (直通) 03-5253-8599 【車検関係 (全般)】
保障制度参事官室 上地 (内線 41443) (直通) 03-5253-8582 【自賠責保険関係】

令和6年

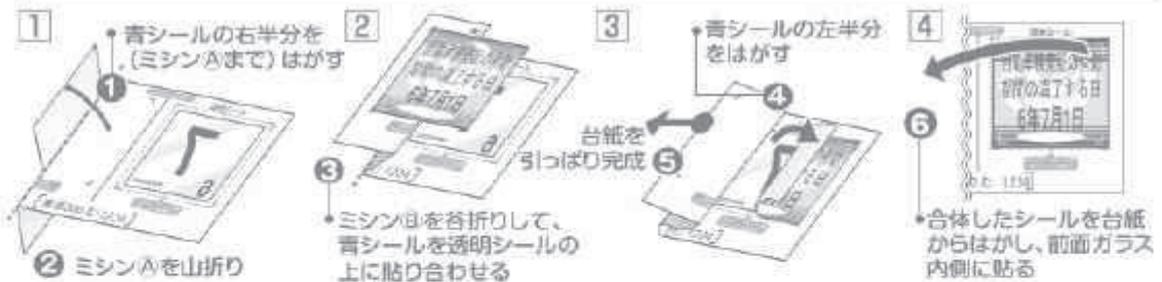
6月17日から、車検ステッカーの 貼り合わせ方法が変更となります



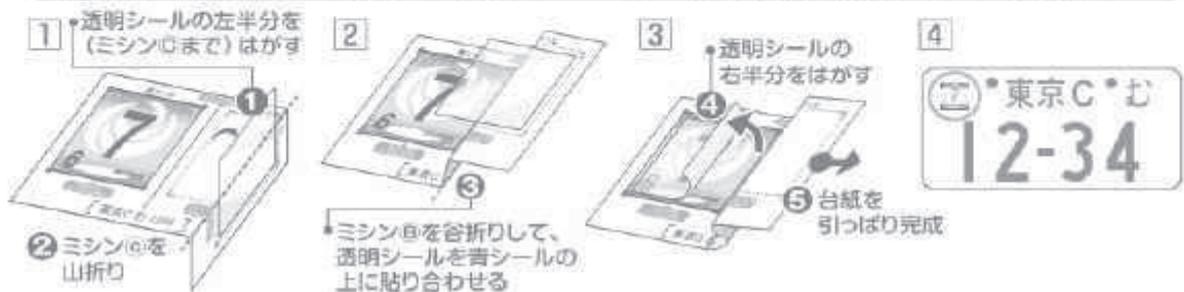
新バージョンの貼り合わせ方法

下図手順にならって、シールを貼り合わせます

《前面ガラス用》検査標章貼り合わせ方法



《ナンバープレート用(二輪車・トレーラー等)》検査標章貼り合わせ方法



(注1) ステッカー自体の様式には変更ありません。

(注2) 特定記録等事務代行業者様では従来バージョンから変更ありませんので、プリンター等の再設定は必要ありません。



国土交通省 東北運輸局 山形運輸支局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

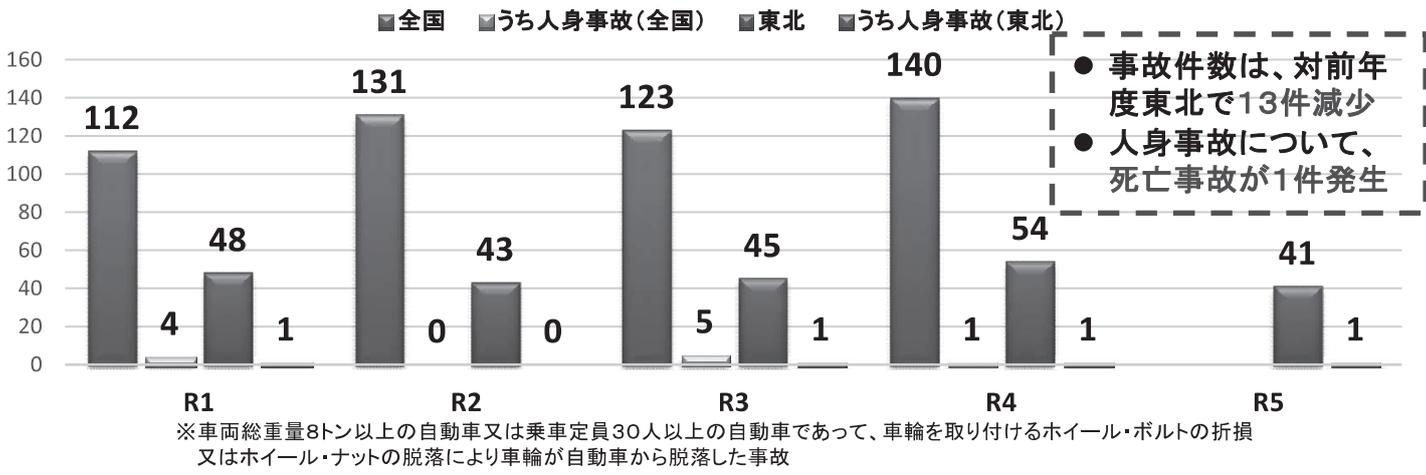
大型車の車輪脱落事故防止について

令和6年8月
東北運輸局自動車技術安全部

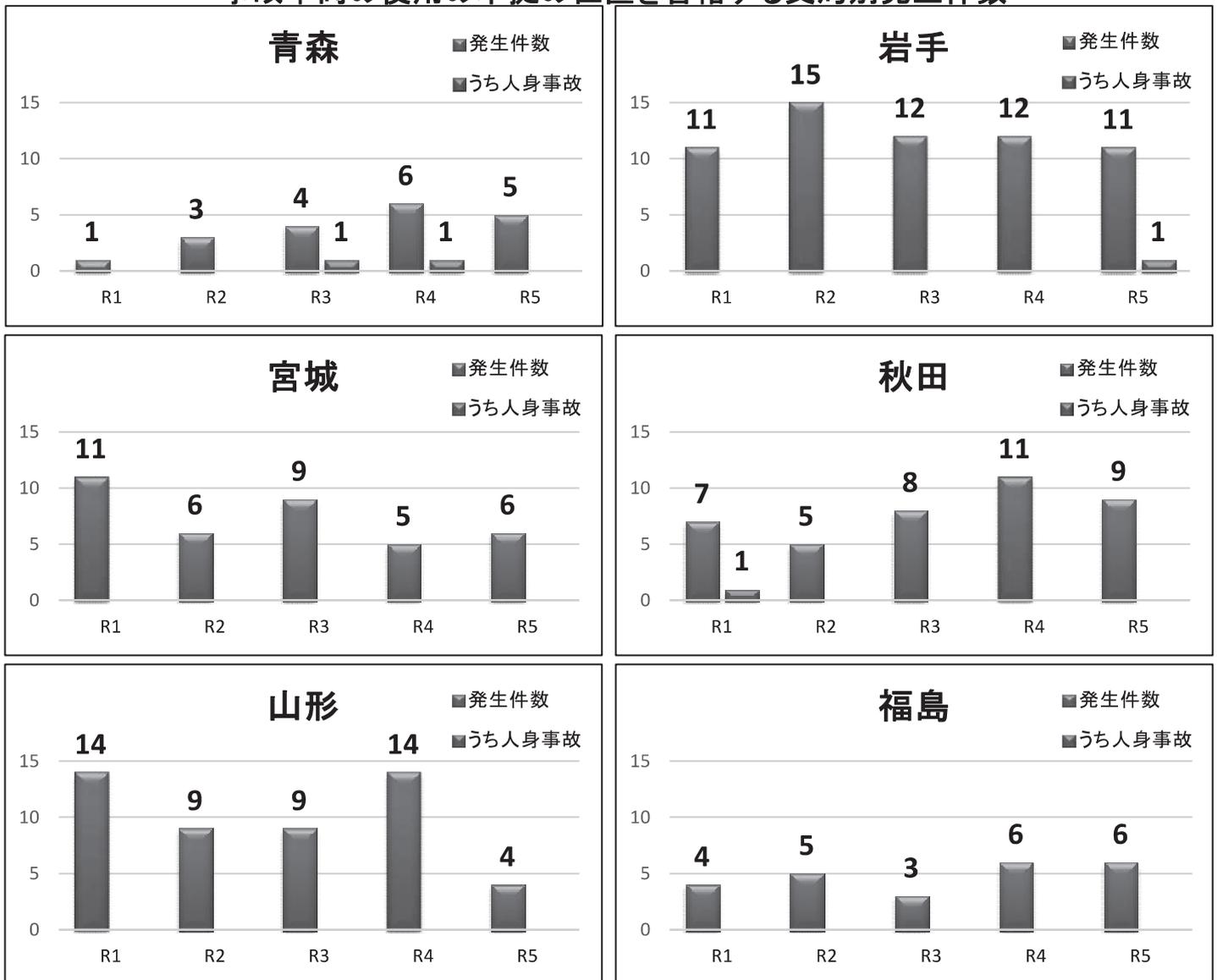
- ① 令和5年度東北管内車輪脱落
事故発生状況（速報値）
- ② 大型車を取り扱う指定工場の
監査時による実態調査結果
- ③ 大型車の適切なタイヤ脱着・
保守管理作業解説動画

①令和5年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

大型車の車輪脱落事故*発生件数の推移



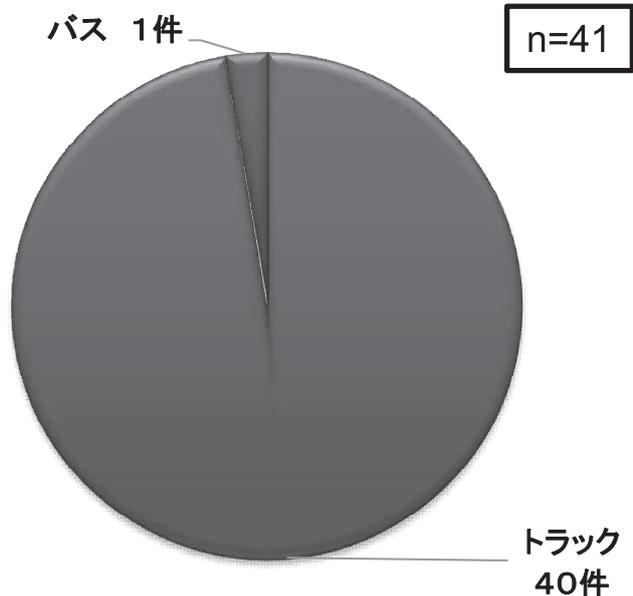
事故車両の使用の本拠の位置を管轄する支局別発生件数



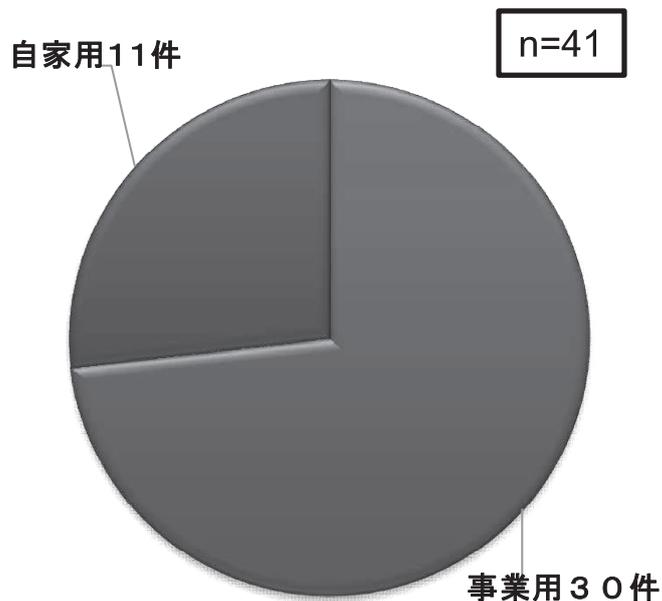
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和5年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

業態別発生件数 (大型バス・大型トラック)



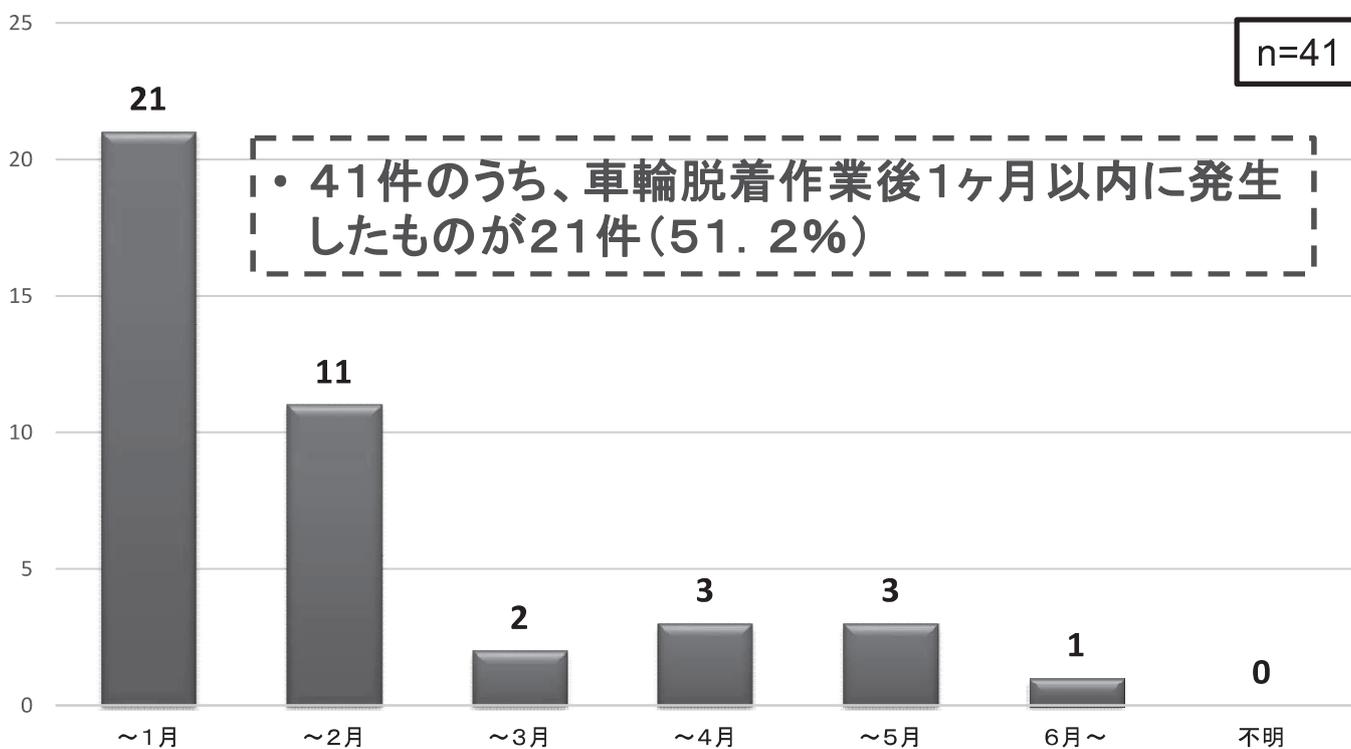
事業用・自家用別発生件数



・ バスでも1件発生しているが、
ほぼトラックが脱落している

・ 前年度から事業用が11件減少
・ 自家用が2件減少

車輪脱着作業から事故発生までの期間別発生件数



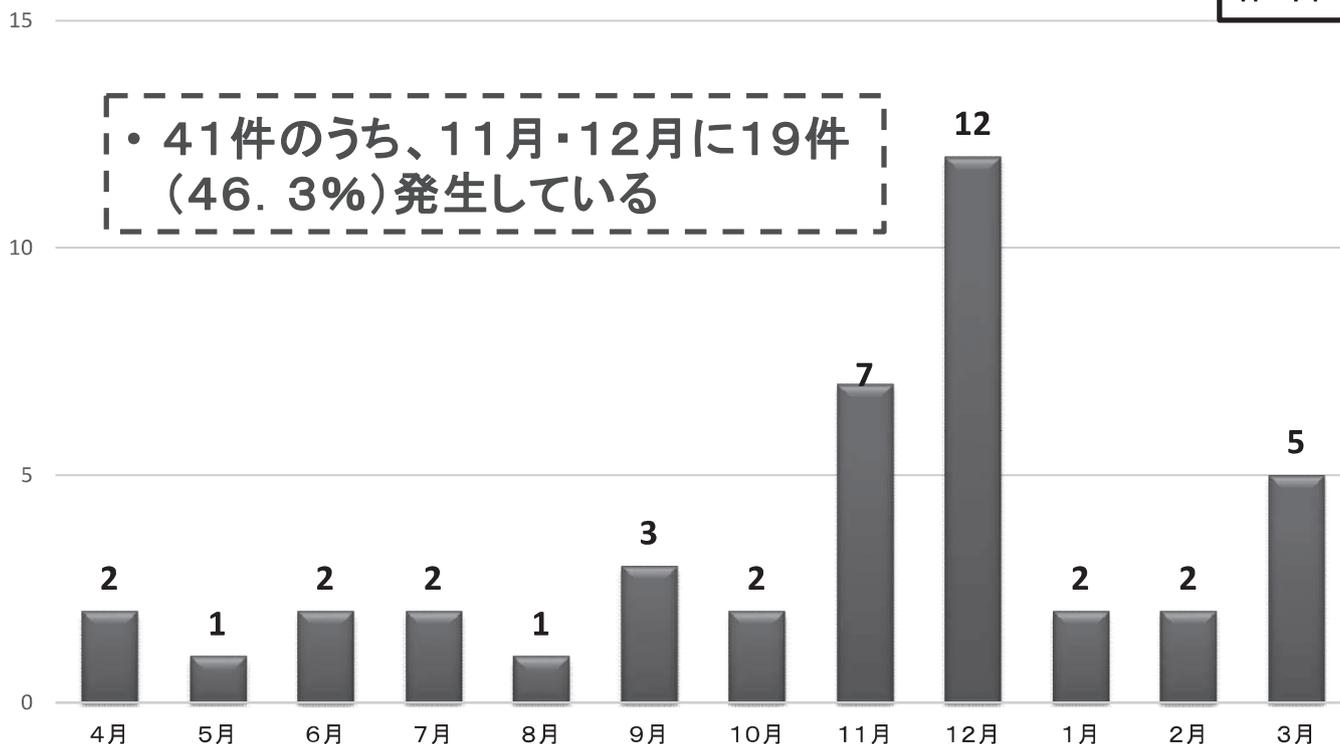
・ 41件のうち、車輪脱着作業後1ヶ月以内に発生したものが21件(51.2%)

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和5年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

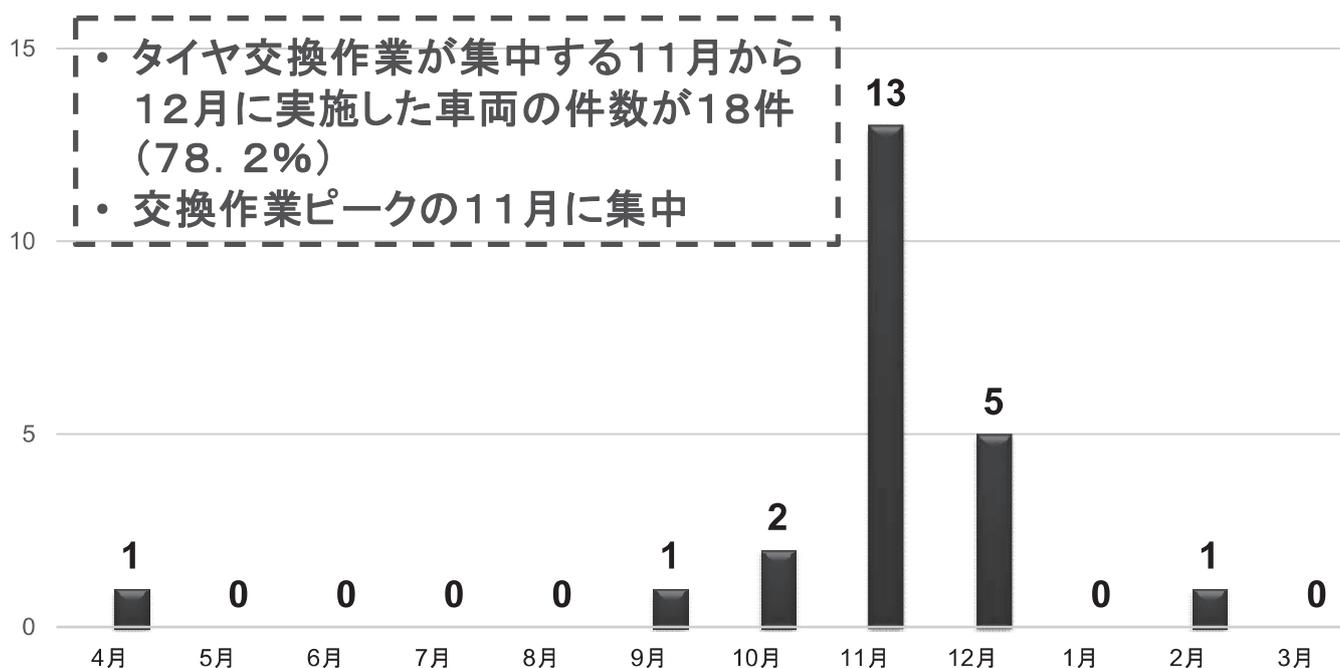
月別車輪脱落事故発生件数

n=41



月別タイヤ交換実施件数 （タイヤ交換後3ヶ月以内に車輪脱落したもの）

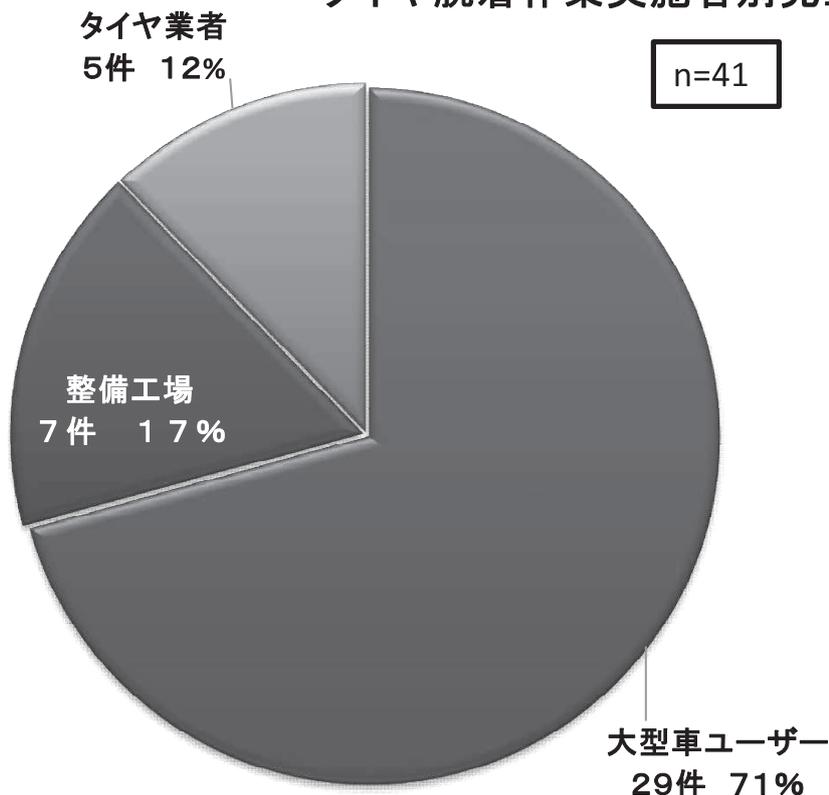
n=23



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和5年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

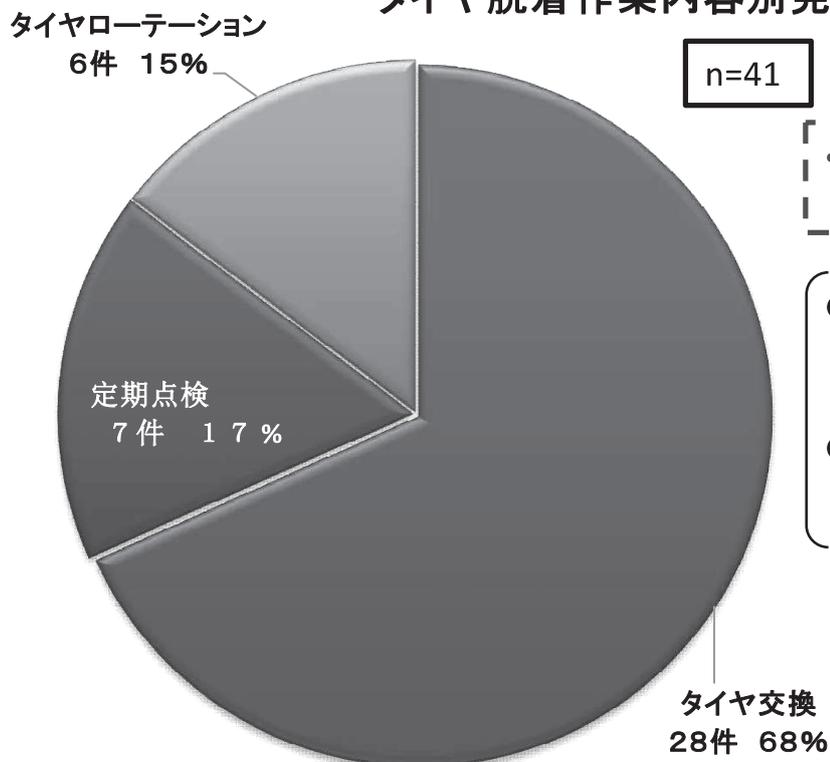
タイヤ脱着作業実施者別発生件数



・ 大型車ユーザーの交換によるものが約7割以上を占める傾向

- 大型車ユーザー
 - ・ 運転者
 - ・ 従業員
 - ・ 自社整備担当者又は整備管理者

タイヤ脱着作業内容別発生件数



・ タイヤ交換、タイヤローテーションが大半を占める

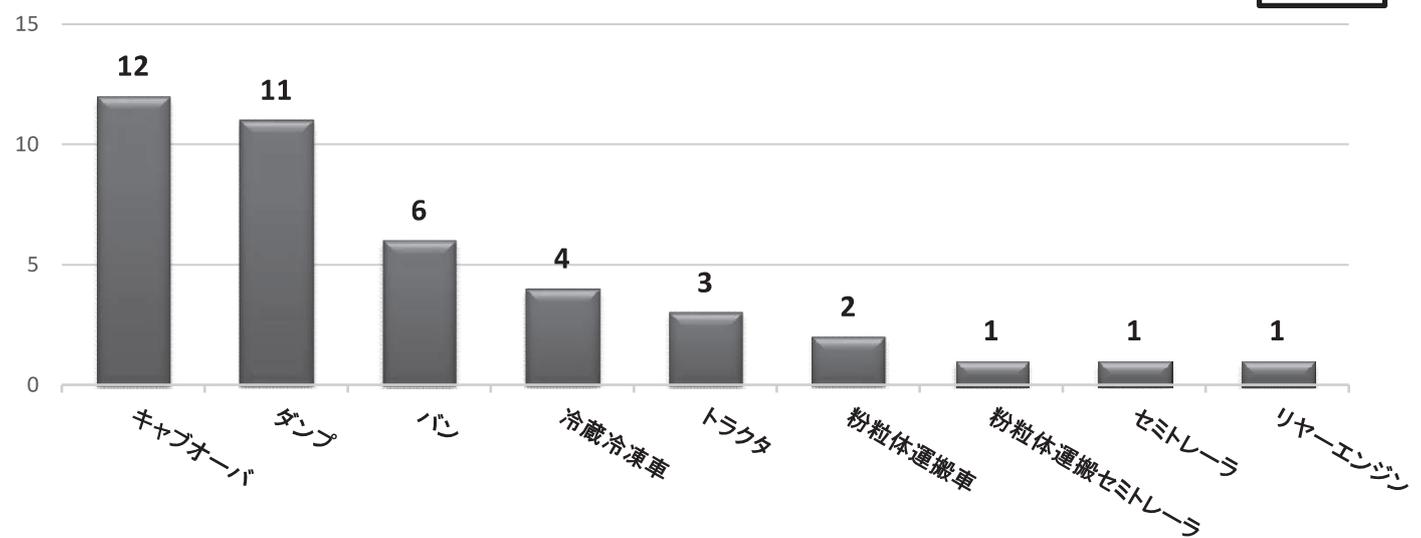
- タイヤ交換
 - ・ 通常タイヤから冬用タイヤへの交換
 - ・ 冬用タイヤから通常タイヤへの交換
 - ・ パンクや摩耗したタイヤの交換など
- タイヤローテーション
 - ・ タイヤの摩耗が偏る事を防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和5年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

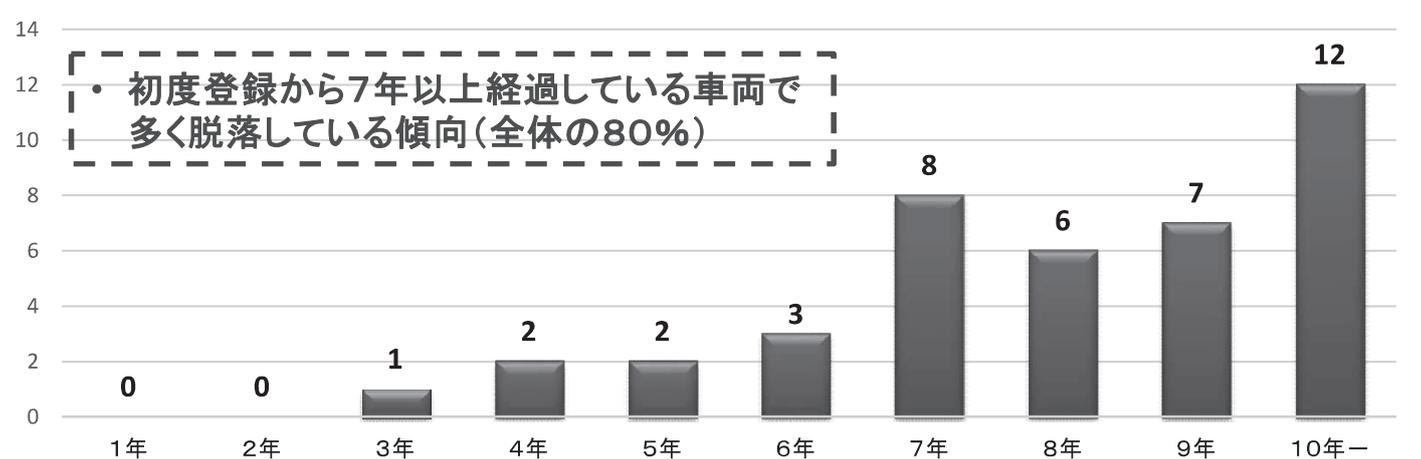
車体の形状別発生件数

n=41



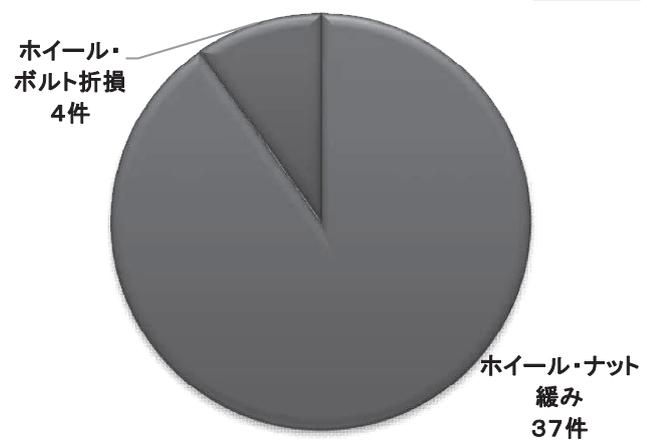
登録年から事故発生までの車齢

n=41



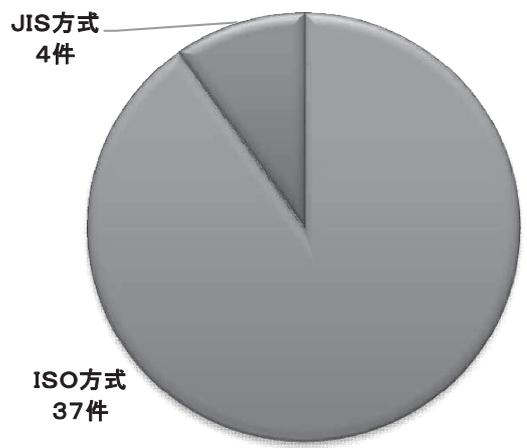
タイヤ脱落時の原因

n=41



締め付け方式

n=41



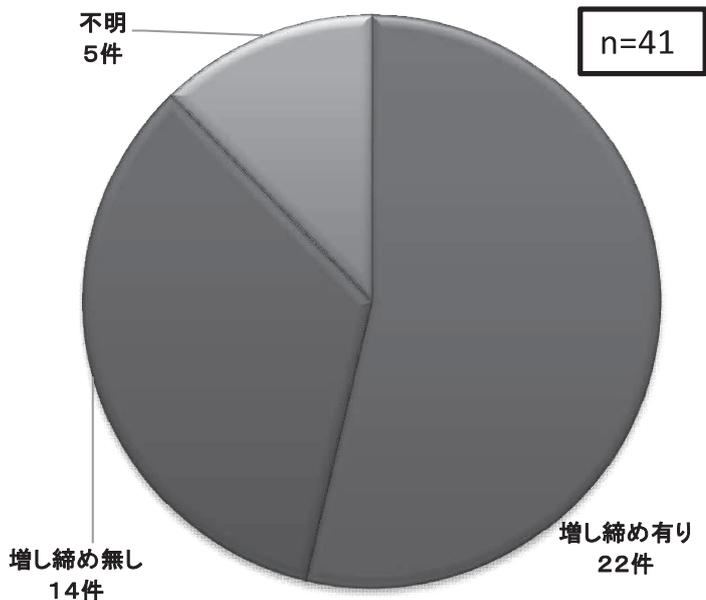
大半はホイール・ナットの緩みによるもの

大半はISO方式

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和5年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

脱着作業後の増し締め実施の有無



「増し締め有り」22件について、脱落の主な推測要因

- ・ ホイール・ボルト等の劣化・摩耗
- ・ ホイール・ボルト、ナット等のネジ部、ハブ面の錆・汚れ

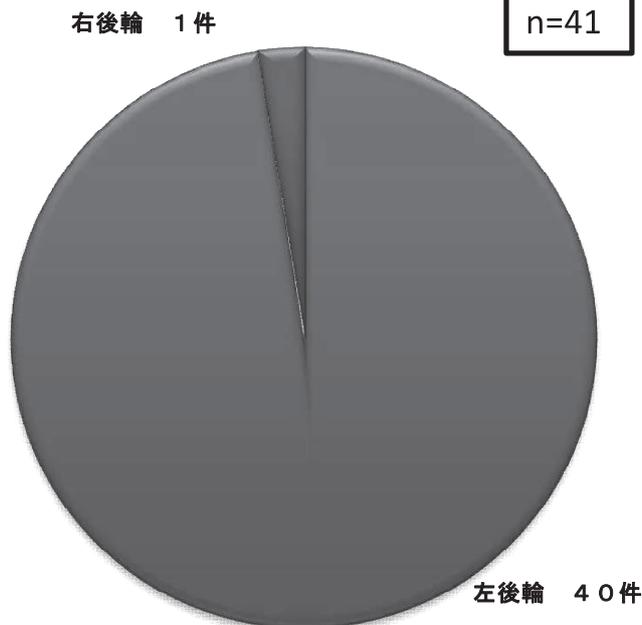
◆「増し締め有り」22件について

- ・ 大半が大型車ユーザー自ら車輪脱着作業を実施し、増し締めも実施しているが、1ヶ月以内に脱落事故が12件発生している。
- ・ 車齢8年以上経過している車両が14件で63.6%を占めている。
- ・ 経年劣化の影響もあり、ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の除去不十分や潤滑剤の塗布不十分等により、適正な締め付け力を得られず脱落に至ったと推測。
- ・ 日常点検において、確認が不十分であり、緩みに気づくことができず脱落に至ると推測。

【対策の方向性】

- ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の清掃作業や適切な潤滑剤の塗布を実施
- 劣化、摩耗が進んだホイール・ボルト、ホイール・ナット等は早めに交換
- 日常点検等における、マーキング、ホイール・ナットマーカ等の活用

車輪脱落箇所



左後輪の脱落割合が高いことの推測

- 左後輪が多く脱落する原因については以下の可能性が考えられる。
- ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
- ・ 左折時は、低い速度であるが左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
- ・ 道路は中心部が高く作られていることが多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ナット緩み等の異常が発生した場合、ハンドルの振動等により運転手が気づきやすい。

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果

東北運輸局では、令和5年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施し、大型車を取り扱う指定工場に対し、監査等の機会を通じて増し締め等の周知方法等のヒアリングを管内計26事業場を実施した。

ヒアリング内容

□ タイヤ脱着時(定期点検含む)における増し締め等の周知方法

- ・点検整備記録簿への記載
- ・増し締めを促すお知らせチラシ等の配布
- ・していない

□ 初めて入庫する車両(事業者)等への増し締め等の必要性等の説明

- ・説明している
- ・説明していない

□ 増し締め作業の依頼状況

- ・依頼有り
- ・依頼無し

□ 増し締め入庫の促進

- ・している(チラシ配布、増し締めに関するアドバイス等)
- ・していない

□ 著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両の入庫状況

- ・入庫あり(約 割程度)
- ・入庫無し

□ ホイール・ボルト、ナットのネジ部及び各部の清掃や指定潤滑剤の塗布状況

- ・実施している
- ・一部実施していない
- ・実施していない

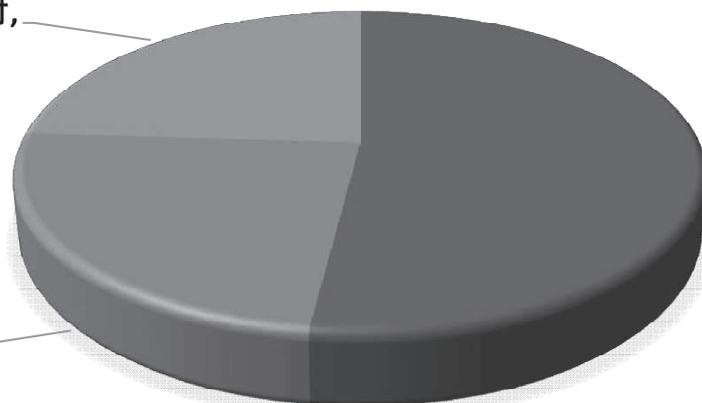
②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果

タイヤ脱着時（定期点検含む）における

記録簿の記載及び
チラシ等の配付,
24%

増し締め周知方法

増し締めを促すお
知らせチラシ等の
配布, 24%

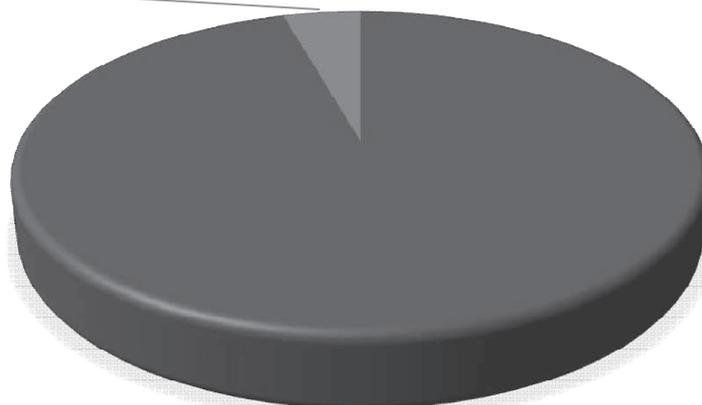


点検整備記録簿へ
の記載, 52%

初めて入庫する車両（事業者）等への

説明していない,
4%

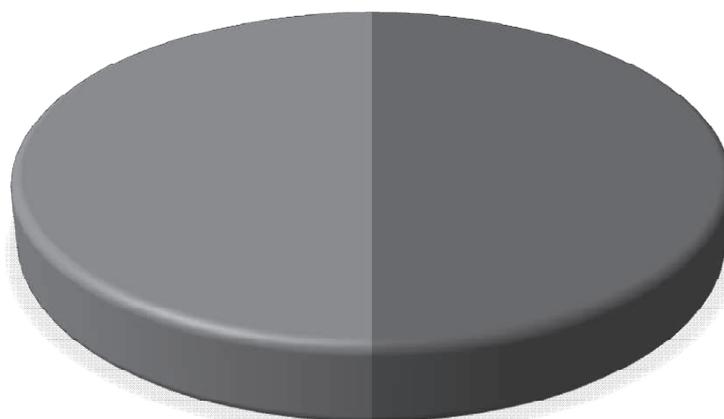
増し締めの必要性等の説明



説明している, 96%

増し締め作業の依頼状況

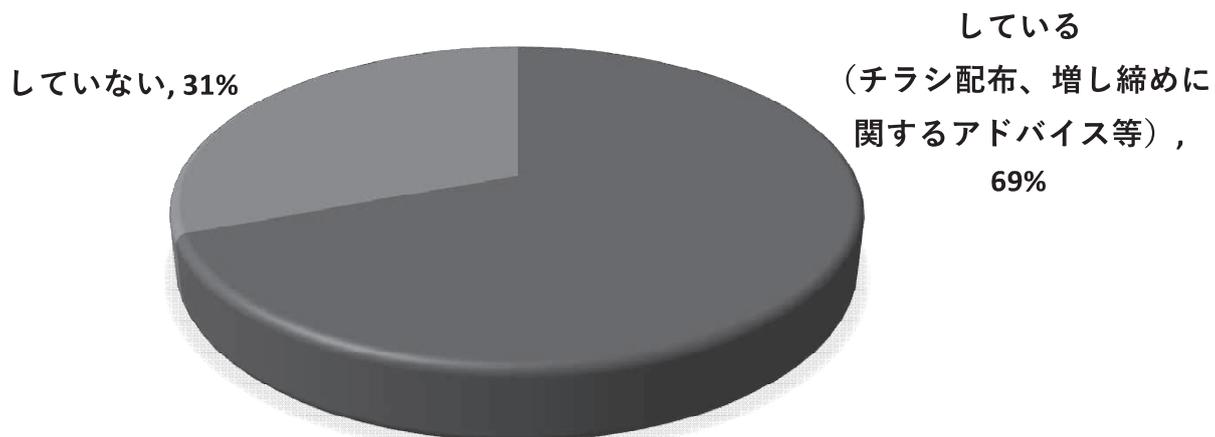
依頼無し, 50%



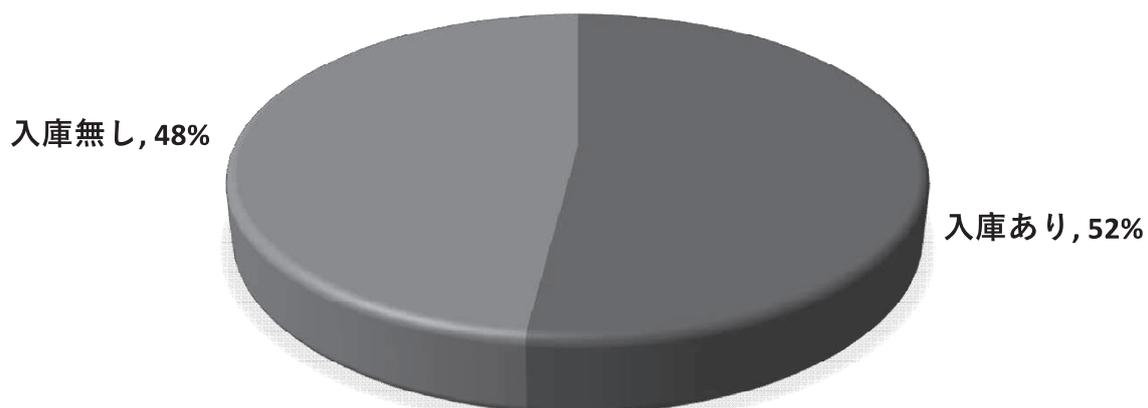
依頼有り, 50%

②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果

増し締め入庫の促進



著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両の入庫状況



ホイール・ボルト、ナットのネジ部 及び各部の清掃や指定潤滑剤の塗布状況



ヒアリング結果 管内計：26事業場

- タイヤ脱着時(定期点検含む)における増し締め^①の周知方法を、点検整備記録簿への記載の他、**チラシ等による周知を行っている事業場は48%(12事業場)**。
- 初めて入庫する車両や使用者等への増し締め^①の必要性を、**4%(1事業場)**が説明していない。
- 増し締め^①の入庫促進をしている事業場は**69%(18事業場)**
- 著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両が入庫している事業場は**約半数(52%)**。
- ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布状況について、**26事業場全て実施している**。

事業者の皆様へ

- ◆ **点検時や車輪脱着作業時には、以下について実施されるようお願いいたします。**
- **点検時に増し締め^①の必要性を使用者等に説明するとともに、記録簿への記載やチラシ等により周知すること。**
- **ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布を、引き続き徹底すること。**
- **使用限度に達しているホイール・ボルト、ホイール・ナットは使用しないことを、使用者等へ周知すること。**

車輪脱落事故を起こした車両は、劣化したホイール・ナット等が使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナット等の清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を公開しております。

大型車の車輪の脱落は、大事故につながりかねない大変危険なものです。この機会に是非とも動画をご覧いただき、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。



国土交通省YouTubeチャンネル

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRll2zJVaaybwEEKAmD5YVi



啓発動画QRコード

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

<動画一覧>

- ◆ 適切なタイヤ脱着作業手順: 10分程度
- ◆ 適切なタイヤ脱着作業手順+作業主旨の解説: 15分程度
- ◆ 適切なタイヤ保守管理作業手順: 3分程度
- ◆ 適切なタイヤ保守管理作業手順+作業主旨の解説: 5分程度

<適切なタイヤ脱着作業手順>



<適切なタイヤ保守管理作業手順>



③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

1.車輪取り外し



2.清掃・点検



3.潤滑剤の塗布



4.車輪の取り付け



5.ホイール・ナットの締付け作業



6.ホイールボルトおよびナットへのマーキング、インジケータの取付け



7.作業終了確認



③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

<ディスク・ホイール取り付け後の増し締め>



<日常点検>

1.目視での点検(ナットの緩み以外)



2.点検ハンマー等を使用しての緩みの点検



3.タイヤの点検



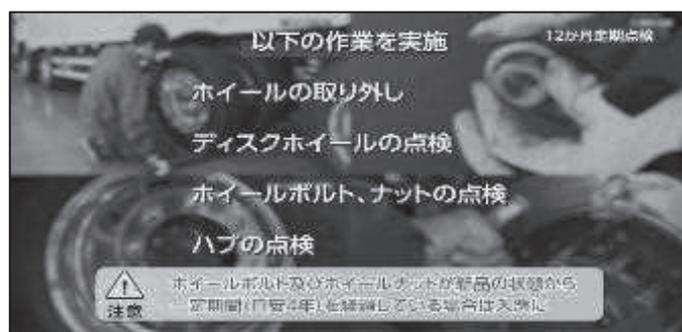
4.日常点検表の活用



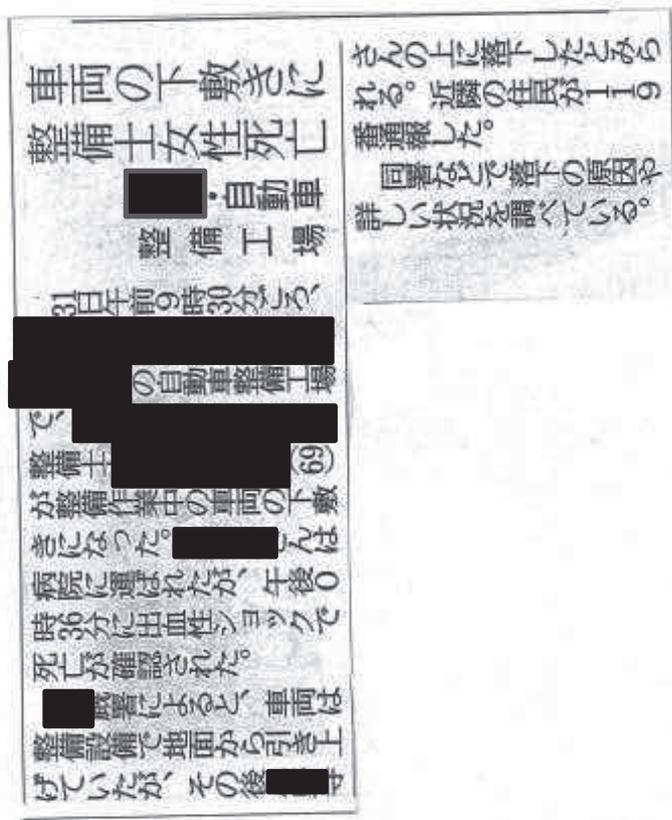
<3か月定期点検>



<12か月定期点検>



注意喚起 作業中の事故防止の徹底について



車体下部の作業は、落下防止と
作業中は車体姿勢を変化させる操作に注意
日頃から作業者へ安全作業教育、作業ルールを
徹底し安全作業の高揚を図る

令和4年3月25日
国自整第304号

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

自動車整備事業者の整備作業時における確実な作業等の徹底について

自動車の安全を確保するためには、高度な知識及び整備のための設備並びに技術を要する自動車特定整備事業者（指定自動車整備事業者を含む）（以下、「自動車整備事業者」という。）により確実な整備作業を実施することが必要です。

今年度においては、別紙のとおり複数の重大インシデントの発生原因として自動車整備事業者の整備時における整備の瑕疵が確認され、これら事業者に行政処分を実施したところです。

このような事案は、自動車交通の安全性の低下はもとより、自動車整備業に対する信用を失墜させることとなり誠に遺憾であります。

つきましては、同様な事案の発生を未然に防止するため、以下に留意し確実な整備を徹底していただきますよう貴会傘下会員に対して注意喚起していただくようお願いいたします。

記

1. 自動車整備事業者は整備作業の作業工程を管理し、作業不備や作業漏れがないよう体制を構築すること。
2. 作業実施者は、整備要領書による作業手順や締付トルク等に基づき確実な整備を実施すること。
3. 特定整備後のできばえ確認を確実に実施すること。

参考__厚生労働省 職場のあんぜんサイト
(各種教材・ツールページ)



特定整備認証の計画的な申請について（お願い）

自動車の特定整備^{※1}をするための認証（以下、「特定認証」という。）制度が施行され、2年弱が経過いたしました。特定認証の経過措置期間の皆様が、今後、電子制御装置整備をしていくためには、令和6年4月までに特定認証の取得が必要となります。

認証を取得するためには計画的な準備が必要であり、今後、申請が集中した場合、運輸支局における審査に相応の期間を要することが予想されますので、十分な余裕を持った期間に申請をお願いいたします。

現在



特定認証を取らなくても、古い車だけ整備するから大丈夫！

経過措置期間終了まで時間あるから後で申請しよう。

2年後、経過措置が満了

令和6年4月頃



先進安全自動車が整備できない（汗）

思ったより割合多いかも・・・

他の工場にもっていこう！

機会損失



対象車両

将来的な機会損失も懸念

経過措置満了後の注意点

- 認証工場は特定認証を取得するまでの間、対象装置^{※2}を整備できません。
- 指定工場は点検・整備・検査のすべてを実施できる体制が必要であるため、特定認証を取得するまでの間、電子制御装置の整備を実施しない場合であっても、対象車両の車検入庫ができません。

※1 「分解整備」及び「電子制御装置整備」のいずれか又はすべてを行う整備

※2 電子制御装置整備の対象となる装置

お知らせとお願い

車検場検査機器の更新工事に伴い 「第2コース」を閉鎖いたします

日頃より、自動車機構山形事務所及び運輸支局の業務に対し、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

検査場検査機器の更新工事を行うため、令和6年10月から令和7年2月中旬(予定)までの間、第2コース(大小兼用)を閉鎖いたします。

1. 工事期間中は、下記のとおり検査体制の見直しを行います。
 - ・ 1コース(小型マルチ)に入場可能な車両は、1コースにて検査
 - ・ 1コースに入場できない「大型、中型車」等は、測定コースにて検査
 - ・ 1Rの開始時間を繰り上げて、8時45分から検査
 - ・ 1～2R及び3～4R間は原則、交代時間を設けず連続で検査
2. 工事期間中は、下記についてご協力をお願いいたします。
 - ・ 検査コース及び駐車場が大変混雑することが予想されますので、ご予約頂いたラウンドのコース待機及び受検時間の厳守にご協力をお願いいたします。
 - ・ 特に週末の予約がとれにくくなることが予想されますので、計画的な受検により、可能な限り検査の平準化にご協力をお願いいたします。
 - ・ 事故防止及び渋滞整理のために誘導員を配置しますので、誘導員からの案内に従って頂く等、事故防止にご協力をお願いいたします。
 - ・ 運輸支局隣接の県税窓口が終了する17時15分以降は、「納税証明書の交付が受けられないこと」及び「税申告が当日行えない場合があること」になりますので、納税確認は事前に行って頂くとともに、新規検査及び構造変更検査については、極力、1～3Rまでに受検頂くようお願いいたします。

以上、車検場をご利用頂く皆様には大変ご迷惑をお掛けすることとなりますが、何卒ご理解とご協力方よろしくをお願いいたします。

自動車技術総合機構山形事務所
東北運輸局山形運輸支局

防ごう大型車の車輪脱落事故

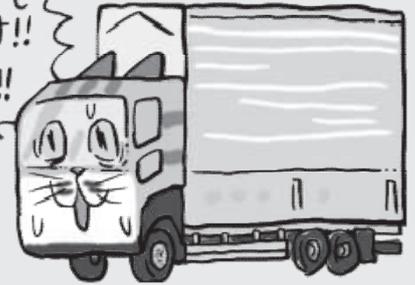
お

おとさぬための点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

だめだよ

メンテしなくても大丈夫です!!
がんばります!!

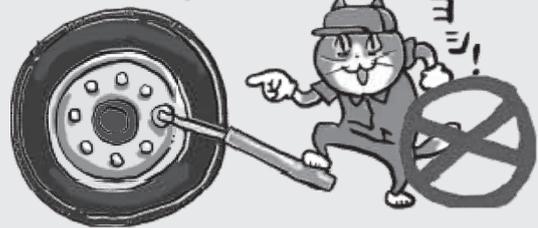


と

トルクレンチで適正締め付け

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

手トルクレンチで



さ

さびたナットは清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。

まだ使える!!



もうあぶないですよ



な

ナット・ワッシャー隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。

オイルぬってくださる



はいよ

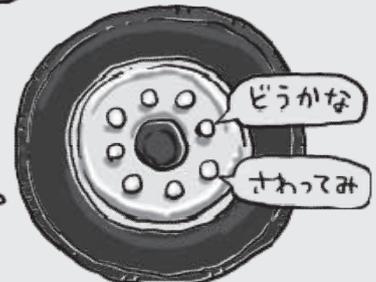


い

いちにち一度はゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見手で触るなどして点検します。

しまっ
いこう



©くまね五房



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会 いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDTトラックス 全日本トラック協会 日本バス協会 全国家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

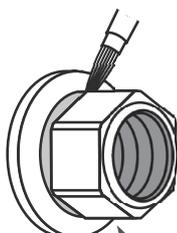
※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意 ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について ISO方式

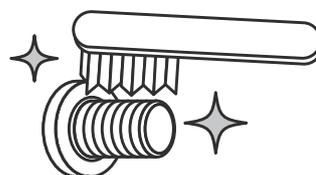
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

